

正倉院文書写経機関関係文書編年目録

—天平十四年・天平十五年—

三上喜孝
飯田剛彦

一 はじめに

東京大学大学院人文社会科学系研究科における石上英一先生のゼミでは、この六年間、大規模史料群の整理法の習得を目的として、正倉院文書の写経機関関係文書の編年整理を行ってきた。本目録は、その成果をまとめることを目的として作成したものである。

本号では、前号の「養老七年より天平十年まで」に引き続き、天平十四年と十五年の目録を掲載する（天平十一〜十三年の目録については、次号以降に掲載の予定である）。担当は、天平十四年が三上、天平十五年が飯田である。その内容・文責は、一切担当者にある。

なお、本目録の作成・公表に至る経緯、本目録のめざす目的などについては、前号を参照していただきたい。

二 凡例

・ 文書番号には、階層性をもたせてある。たとえば、単体の文書が集合して一つの継文を構成している場合、継文ごとに一つの番号を立て、さらにその継文の中の文書にも枝番号を付している。

・ 文書名は、『大日本古文書』のそれを原則として採用するが、各担当者が適当と考えたものに改められている場合がある。

・ 年月日の項で、某年某月某日作成とあるのは、その文書全体の作成年月日が特定できるもので、某年某月某日〜某年某月某日とあるのは、作成年月日は特定できない場合に、その記載対象年月日を示したものである。なお、（ ）を付したものは推定。

・ 作成または発信↓受信では、案文の場合にも、皇后宮職（↓図書寮）という形で、想定される正文の受信先を示した。全体に（ ）を付したものは推定。

・ 『大日本古文書』（編年文書）における所在は、原則として巻数と頁数のみを記した。なお、『大日本古文書』（編年文書）に収録されていない場合は「未収」とした。

・文書の所在については、SⅡ正集、ZⅡ統修、ZKⅡ統修後集、ZBⅡ統修別集、JⅡ塵芥、ZZⅡ続々修と、略号を用いた。『正倉院文書拾遺』所収のものは「拾遺」とした。断簡番号は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』のものを採用し、まだこの番号が付されていない続々修などについては、写真帳における紙数を、△、▽で示した。また、断簡の接続が推定による場合は（接続力）、直接は繋がらないが、中間欠での接続が推定される場合は（中間欠デ接続力）との記載を挿入した。

・備考欄には、端裏書の記載や、八世紀当時や近代の編成時における付箋の情報などを記すこととし、それ以外は各年の担当者間で統一を行っていない。

三十一 天平十四年の写経事業の概観

天平十四年に行われた写経事業は、次の通りである。

- (1) 五月一日経の書写（二月五日～四月二十九日、五月一日～三〇日、六月一日～一月三〇日）。
- (2) 千手経一〇〇〇巻の書写（二月五日～五月三〇日、六月一日～一月二十九日）。
- (3) 最勝王経一〇巻の書写。
- (4) 法華経四部三三巻、薬師経一卷、観音経一卷、阿弥陀経一卷の書写（二月）。

(1) は、「五月一日経」の書写の継続事業である。十二月十三日には五月一日経の書写が一段落し、書き上げられた四五六一巻が帙四七〇枚に収められ、十二合の櫃に入れられた。以後、これが基準となっ

て経巻の出納がチェックされるようになる〔皆川一九六二〕。

(2) は、天平十三年六月二三日から始まった千手経一千巻書写の継続事業である〔榮原一九八四〕。

天平十四年五月末に、写経機構が「福寿寺写一切経所」から「金光明寺写一切経所」へと改称する。これは、光明皇后発願の福寿寺と山房（金鐘山房）を一体化し、大和国分寺、すなわち金光明寺としたことともなうものと考えられる〔山下一九九八〕。

五月末における写経機関の改称は、写経所における帳簿作成にも影響を与えている。天平十四年の手実帳をみると、一切経、千手経いずれの場合も、二月～四月分の三ヶ月分の作業量についていったん整理がなされ、それにもとづいて布施申請解が作成されたが、急遽五月分の手実が追加され、最終的には五月分も合算した形での布施申請が行われたことがわかる。これは、五月末に福寿寺写一切経所から金光明寺写一切経所に改称されたことを受けて、福寿寺写経所のもとで行われた仕事を、五月分まで一括する必要があったためと考えられる〔榮原一九八五〕。

三十二 天平十四年の写経所文書の概観

次に、天平十四年の写経所文書を概観する。以下のような文書が残っている。() 内は本目録の文書番号である。

〔写経生手実帳〕

・五月一日経

a. 二月五日から四月二十九日までの手実帳(1-1)

b. 五月一日から五月三〇日までの手実帳 (1—2)

c. 六月一日から一月三〇日までの手実帳 (5)

・一切経外写経

d. 二月分の手実として、法華経四部三三卷、薬師経一卷、観音経一卷、阿弥陀経一卷の手実が貼り継がれて残る。(2)

・千手経

e. 二月五日から五月三〇日までの手実帳 (7—2)

f. 六月一日から七月二九日までの手実帳 (8—2)

g. 一〇月一七日から一月二九日までの手実帳 (8—2)

fとgは同じ断簡か「栄原一九八四」。

以上の手実帳の構成を、模式的に表すと、次頁の図のようになる。

〔布施申請解〕

・福寿寺写一切経所解

h. 六月三日付、一切経 (a, b, d. の手実帳と対応) (3)

i. 同草案 (4)

j. 七月 千手経 (e. の手実帳と対応) (7—1)

・金光明寺写一切経所解

k. 二月一七日付 一切経 (c. の手実帳と対応) (6)

l. 一二月八日付 千手経 (f, g. の手実帳と対応) (8—1

a)

m. 同草案二点 (8—1b, c)

このうち、千手経の布施申請解の二点(七月、十二月)は、それぞれ対応する手実帳の巻首に貼り継がれ、一つの継文を形成していたものとみられる。

〔筆墨申請、筆墨充帳〕(12)

〔写経巻数記録〕(13)

〔裝潢紙数記録〕(14, 15)

〔写経料紙進送注文〕(16、18)

〔充紙帳〕(19, 20)

〔写経巻数・筆墨数記録〕(21)

〔充本帳〕(22)

〔充裝潢帳〕(23)

〔経巻奉請文〕(24)

〔欠経目録〕(25)

〔納櫃経巻目録〕(26, 27)

〔納櫃本経検定注文并出入帳〕(28、34)

これらの中から、「手実帳」と「納櫃本経検定注文并出入帳」とをとりあげ、若干検討しておきたい。

三—三 天平十四年手実帳について

天平十四年は、五月一日経、千手経などの手実帳が比較的良好に残っており、手実帳の形成過程を知る上で有効な史料群となる。この

五月一日経手実帳の構成

八 55	八 18	八 16	八 12	八 310	八 5	八 1	八 1	
経師手実	端裏書 5月分集計	装演注文	端裏書 校生手実	経師手実	経師手実	3月分集計	2月分集計	端裏書 総計(2~4月)

(2~5月分)

(続々修1-1)

八 107	八 104	八 104	八 94	八 86	八 77	八 74	八 74		
装演所解	端裏書 校生手実	装演充経注文	経師手実	端裏書 10~11月分集計	経師手実	9月分集計	端裏書 8月分集計	端裏書 6~7月分集計	端裏書 総計(6~11月)

(6~11月分)

(続々修1-2)

は集計用紙と
経師手実のセット

千手経手実帳の構成

八 40	八 40	八 39	八 38	八 34	八 28	八 22	八 22	八 107	
経師手実	5月分集計	校生手実	装演注文	端裏書 校生手実	経師手実	4月分集計	3月分集計	端裏書 2月分集計	端裏書 福寿寺写一切経所解

(2~5月分)

(続々修7-3)

(続修別集49)

八 146	八 146	八 145	八 140	八 67	八 150		
端裏書 校生手実	校生手実	装演注文	校生手実	経師手実	端裏書 11月分集計(10~11月)	端裏書 6~7月分集計	端裏書 金光明寺写一切経所解

(6~11月分)

(続々修7-4)

うち、千手経の手実帳の分析については、栄原永遠男氏の詳細な整理がある〔栄原一九八四、一九八五〕。また、一切経の手実帳に關しては、近年、石上英一氏が、『大日本古文書』八に収録されている「一切経并疏経師手実案帳」(天平十四年六月から十一月までの五月一日経の手実帳、八―七四―一〇七、続々修一―二)をとりあげて形成過程を検討している〔石上一九九八〕。そこで、少し長くなるが、石上氏の見解を紹介しておく。

まず石上氏は、「一切経并疏経師手実案帳」の構成をおよそ次のように整理する(適宜表現を省略する)。

A 第一紙 総首題

(端裏書 v) 「自天平十四年六月一日至十一月卅日一切経々并裝潢校生等案文紙」

「自天平十四年六月一日尽十一月卅日写奉一切経疏」

B 第二紙 六月・七月首部総計

(端裏書 w) 「以天平十四年六月至七月八月廿九日経生等一切経手実案文紙」

「自六月一日至七月尽写一切経」

C 第三紙より第八紙 六月・七月分の手実を貼り継ぐ。

D 第九紙 八月首部総計

「自八月一日至廿九日写一切経」

E 第一〇紙より第二九紙 八月分の手実を貼り継ぐ。

F 第三〇紙 九月首部総計

(端裏書 x) 「自天平十四年九月一日至廿九日一切経々生等手実案文紙」

「奉写一切経」

G 第三一紙より第四八紙 九月分の手実を貼り継ぐ。

H 第四九紙 十・十一月首部総計

(端裏書 y) 「自十月至十一月廿九日写一切経手実案文」

「自天平十四年十月一日至十一月廿九日写一切経」

I 第五〇紙より第六六紙 十・十一月分の手実を貼り継ぐ。

J 第六七紙 六月から十一月の裝潢充経注文(十一月三十日付)

K 第六八紙より第七二紙 六月―十一月分の校生手実を貼り継ぐ。

(端裏書 z) 「校生一切」

以上のように整理した上で、この手実帳の構成過程をおよそ次のように推測する(適宜表現を省略する)。

① 文書群 C の、天平十四年七月三十日に六・七月の経典書写を報告した手実が経生から提出される。手実は川原人成・韓国人成により点検され貼り継がれて継文とされ、表紙兼集計注文 B が首に貼り継がれ、六月・七月手実 (B C) が作成される。

② 文書群 F の、天平十四年八月二十九日に八月の経典書写を報告した手実が経生から提出される。手実は川原人成・韓国人成により点検され貼り継がれて継文とされ、表紙兼集計注文 D が首に貼り継がれ、八月手実 (D E) が作成される。

③ 六月・七月手実 (B C) と八月手実 (D E) が貼り継がれ、表紙 B に端裏書 w が書き加えられる。

④ 文書群 G の、天平十四年九月三十日に九月の経典書写を報告した手実が経生から提出される。手実は韓国人成らにより点検され貼り継が

れて継文とされ、表紙兼集計注文Fが首に貼り継がれ、九月手実(F)G)が作成され、表紙Fに端裏書xが書かれる。

⑤文書群Iの、天平十四年十一月二十九日・三十日に十月・十一月の經典書写を報告した手実が経生から提出される。手実は韓国人成らにより点検され貼り継がれて継文とされ、表紙兼集計注文Hが首に貼り継がれ、十月・十一月手実(HI)が作成され、表紙Hに端裏書yが書かれる。

⑥文書群Kの校生手実が、韓国人成により点検され貼り継がれて継文とされ、端裏書zが書かれる。

⑦裝潢所より天平十四年十二月六日の裝潢所解(L)が提出される。

⑧十二月六日以降に、六・七月・八月経生手実継文(BC、DE)、九月経生手実継文(FG)、十・十一月経生手実継文(HI)、校生手実継文(K)、裝潢所解(L)が継がれ、さらにIとKの間に裝潢充経注文(J)が挟み込まれ、最後に表紙兼総計紙Aが首に取り付けられ、端裏書vが書かれて、天平十四年自六月至十一月一切経経生等手実の継文が完成する。

かくして石上氏は、この手実帳の形成過程を八段階にわたって復元している。

他の手実帳の場合においても、多少の違いはあれ、おおむね同様の形成過程をたどったものと思われる。とくに千手経の手実帳の場合は、これに加えて布施申請解が手実帳の首部に貼り継がれ、端裏書が書かれるという作業が行われるから、さらに多くの段階を経て作成されたということになる。

ただし、石上氏のこの形成過程の復元では、各経生の手実の中に朱

書で追筆された写紙数と給銭の総計記載についての言及がない。そこで、この点について考察を加える必要がある。

手実には、「両月合貳伯參拾玖枚」「充千百六十五文」といった、一人一人に対する写紙数や布施支給額の総計を記した朱書の追筆がみえる。これらは布施申請解にみえる個々人の写紙数、布施額と対応するものであり、各手実に書かれた写紙数を合計し、布施額を計算した結果を、各経生の手実に朱で書き込んだものである。これは布施申請解作成のための原資料としての役割を果たした「榮原一九八五、大平一九九八」。

ところでこの朱書の追筆の仕方には、各手実帳の中で、一定のルールがあるとみられる。

まず、天平十四年の二月から五月までの手実帳(一切経、千手経に問わず)、すなわち福寿寺写経所段階での手実帳をみると、同一の経師について複数の手実がある場合、写紙数総計と布施支給額は、その経師が書写に従事した最初の月の手実に書き込まれる。たとえば二月から書写に従事した人は二月分の手実に、三月から書写に従事した人は三月分の手実に書き込まれる、という具合である。そしてそれ以外の月の手実には、朱で「合」と書き込まれる。

これに対して、天平十四年の六月から十一月までの手実帳(一切経、千手経に問わず)、すなわち金光明寺写経所段階での手実帳をみると、同一の経師について複数の手実がある場合、原則的には写紙数総計と布施支給額は、その経師が書写に従事した最後の月の手実に書き込まれている。たとえば八月で作業を終えた人は八月の手実に、十一月に作業を終えた人は十一月の手実に書き込まれる、という具合である。そしてそれ以外の月の手実には、やはり朱で「合」と書き込まれ

る。

一例として、先に石上氏もとりあげた「一切経并疏経師手実案帳」

(天平十四年六月から十一月までの五月一日経の手実帳、八一七四〜一〇七、続々修一―二)の中の、経師・雀部嶋足の手実の場合をとりあげよう(下段史料参照)。雀部嶋足の手実は、七月、八月、九月、十一月の四通が、それぞれの月の手実帳に貼り継がれている。このうち、写紙数総計と布施支給額の朱書は、いちばん最後の十一月の手実に「四箇月合陸佰肆拾参枚」「充三千二百六十八文」と書き込まれている。そしてその他の月の手実には朱で「合」の字が記されている。一方この朱書の「合」は、十一月の手実にはみられない。このことから、朱書による写紙数総計・布施支給額の記載と、「合」字の記載は、一連の作業であるとみられる。

朱書による写紙数総計、布施支給額を記載する手実以外の、他の月の手実にも、朱書で「合」と記すのは、計算漏れがないことを一目でわかるようにするためであろう。

さらにここで興味深いのは、六月〜十一月分の手実帳(一切経、手経とも)のうち、写紙数総計、布施支給額のある手実だけを、手実帳の冒頭からたどっていくと、それが布施申請解にみえる経師名の記載順とほぼ一致するという事実である。

たとえば、六月一日から十一月三十日までの一切経書写の「金光明寺写一切経所解」(八一―一五五)において、経師の記載順は、

- 忍坂成万呂
- 春日家万呂
- 淡海金弓
- 大島高人

天平十四年六月〜十一月 五月一日経手実(雀部嶋足の場合)

雀部嶋足 請寫一切經二卷 受紙八十張上七枚 下十三張 文中之十枚 出處不明 中上七枚 下十三張 文中之十枚 出處不明 注法花經第二卷用冊四張文上七枚 下十三張 文中之十枚 出處不明 一冊上七枚 下十三張 文中之十枚 出處不明 龍羅尼雜集第一卷用十九文上七枚 下十三張 文中之十枚 出處不明

〔奥書〕

以上二卷 天平十四年七月卅日「勘人成」並讀

(八一七〇)

雀部嶋足請舍利弗阿毗曇二帙十卷 寫五卷 未五卷

受紙百七十枚上七枚 下十三張 文中之十枚 見用百六十一上七枚 下十三張 文中之十枚 之中文二

第一卷上七枚 下十三張 文中之十枚、二卷上七枚 下十三張 文中之十枚、四卷上七枚 下十三張 文中之十枚、五卷上七枚 下十三張 文中之十枚、九卷上七枚 下十三張 文中之十枚、十一卷上七枚 下十三張 文中之十枚

以上五卷 八月廿九日「讀川原 勘人成」

「川河人成」

(八一八二)

雀部嶋足請舍利弗阿毗曇二帙十卷 五卷八月寫 五月九月寫

受紙百七十六枚上三枚 見用百七十四枚 之中文三「讀田邊道主」

第六卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、八卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、七卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、十卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、三帙一卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三用冊

以上五卷 九月卅日「勘人成」

(八一九二)

雀部嶋足請經十三卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、千手經一卷

受紙二百六十一張 見用三百五十張上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第六

入楞伽經第一卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第二上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第三上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第四上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第五上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第六上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第七上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第八上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第九上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第十上三枚 見用百七十四枚 之中文三、阿毗曇毗婆沙上三枚 見用百七十四枚 之中文三、第十七上三枚 見用百七十四枚 之中文三卷上三枚 見用百七十四枚 之中文三用冊

千手經上三枚 見用百七十四枚 之中文三、文十三上三枚 見用百七十四枚 之中文三、鹿五百八十枚上三枚 見用百七十四枚 之中文三

「四箇月合陸佰肆拾参枚」天平十四年十一月卅日「讀尾張」勘人成

注冊六枚上三枚 見用百七十四枚 之中文三、去年十二月相替殘已了

充三千二百卅八文上三枚 見用百七十四枚 之中文三 弓廿五

(八一〇二)

(以下略)

と並んでいるが、この記載順は、これに対応する手実帳(八―七四)において、朱書の追筆が書かれている順番にほぼ対応しているのである(対応しないのは、建部広足、高屋赤万呂、韓国人成のみ)。千手經の手実に至っては、朱の書き込みの順と、布施申請解における経師の記載順とが韓国人成を除いて完全に一致する(次頁の図参照)。

このことは、布施申請解に経師の名前や布施額を列記する際、手実帳において写紙数総計・布施支給額の追筆のある手実の登場順に、機械的に記していったことを示している。

つまりこれは、手実帳に書かれた朱書の写紙数総計、布施支給額がダイレクトに布施申請作成の原資料となっていたことを明確に示しているのである。と同時に、手実帳が、布施申請作成の段階にはすでにすべて(六月分―十一月分まで)貼り継がれていたことを示すものである。

おそらく各経生から提出された手実は、提出されたその場ですぐに貼り継がれていったのであろう。手実帳に貼り継がれている手実の順番に規則性がみられないのは、そのことを示している。こうした方法がとられたのは、手実の散逸・紛失を防ぐ目的があったものとみられる。

以上をまとめると、手実は提出された段階で順次貼り継がれ、すべて貼り継がれた後、(貼り継がれた状態で)各個人について写紙数の合計、布施支給額の計算が行われ、その結果が各経師の手実に朱で書き込まれた。そしてその朱書の部分を機械的に追いつながら、布施申請解が作成されたと考えられる(なお、韓国人成が布施申請解の経師名の最後にくるのは、彼が一連の作業を実際に行った人物だからである

う)。

これまで手実帳と布施申請解の関係が、漠然と指摘されながらも、いまひとつ明確ではなかったが、具体的な帳簿作成の手順においてきわめて密接な関係にあることを、一例として示し得たものと思う。

ただし、注意しておかなければならないのは、二月―五月段階(福寿寺写経所段階)における手実帳と布施申請解の経師の記載順との間には、必ずしもこのようなダイレクトな関係は認められないという点である。こうした作成手順は、天平十四年の後半期のみに行われたものなのか、あるいは他年度の手実帳についてもこのような関係が認められるのかどうかについては、あらためて検討する必要がある。

三一四 五月一日経「納櫃本経検定注文并出入帳」について

『大日本古文書』二四には、天平十四年のものとして「納櫃本経検定注文并出入帳」を収録している。これは、天平十四年十二月十三日に五月一日経の書写が一段落し、十二合の櫃に入れられ、高屋赤麻呂によって検定されて以降、天平勝宝元年頃まで経巻の出納状況を櫃ごと記録していった帳簿である。本報告ではひとまず原則として『大日本古文書』二四の配列にしたがって表を作成したが、ここでは、関係史料群が収められている続々修一五―二、三を中心に、納櫃関係文書の簡単な整理を試み、五月一日経の納櫃状況についての若干の復元を試みたい。

1. 続々修一五―二の検討

十手経手実帳(六、十一月分)の
経師手実部分の構成(※は朱書の追筆のあるもの)

八
六七

角惠麻呂手実	志紀久比麻呂手実	漢淨万呂手実	阿刀息人手実	※忍坂成麻呂手実	古来小僧手実	※雀部嶋足手実	※韓國人成手実	葛野安麿手実	建部広足手実	忍坂成万呂手実	※民屯万呂手実	※春日家麻呂手実	※山部花万呂手実	杖部子虫手実	雀部嶋足手実	丸部石敷手実	※古来小僧手実	※角惠麻呂手実	※安刀息人手実	※志紀久比万呂手実	※葛野安麻呂手実	※古神徳手実	※建部広足手実	※丸部石敷手実	※杖部子虫手実	※漢淨万呂手実	※檜前家万呂手実	※坂合部又万呂手実
--------	----------	--------	--------	----------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	----------	----------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	-----------	----------	--------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------

(6月)

(7月)

(11月)

八
七1

八
140

忍坂成万呂	雀部嶋足	民屯万呂	春日家万呂	山部花万呂	古頼小僧	角惠万呂	安刀息人	志紀久比万呂	葛野安万呂	古神徳	建部広足	丸部石敷	杖部子虫	漢淨万呂	檜前家麻呂	坂合部又万呂	韓國人成
-------	------	------	-------	-------	------	------	------	--------	-------	-----	------	------	------	------	-------	--------	------

八
150

十二月六日付十手経布請申請解にみえる
経師の記載順

まず、続々修一五―二を検討する。構成は次の通りである。

「続々修一五―二」

第一紙〜第四紙「第一櫃本経疏奉請帳」

第五紙〜第六紙「第二櫃本経疏奉請帳」

第七紙 新補白紙

第八紙〜第九紙「処々奉請経帳」

第一〇紙「三櫃卷数注文」

第一一紙「第三櫃納本経櫃盛文」

第一二紙〜第一四紙「第四櫃経巻検定注文并出納帳」

第一五紙「第四櫃奉出経帳」

第一六紙「第四櫃納新写櫃盛文」

紙背

第一五紙裏「納櫃一切経巻帙注文」

次に、続々修一五―二についての所見を述べる。

〈所見〉

・第一紙〜第六紙の「第一櫃本経疏奉請帳」「第二櫃本経疏奉請帳」

は、「五月一日経疏」の櫃の番号であり、五月一日経の櫃番号とは無関係のものである。

・第八紙〜第九紙「処々奉請経帳」は第六紙以前のものとは異なる帳簿。年紀は不詳だが、「一切経散帳案」(続々修二―一)(天平勝宝

二年頃作成か)と対応する点が多い。

・第一〇紙の「三櫃卷数注文」にみえる「參伯陸陸陸卷」は、第一一紙の「第三櫃納本経櫃盛文」にみえる巻数の合計数と一致する。両者

は関連するものとみられる。作成年代は天平二十年九月二十日以降か。

・第一一紙「第三櫃納本経櫃盛文」第一六紙「納新写櫃盛文」は、先、後写一切経で書写された経典を納櫃した際の記録であろう。

・「盛文」の「盛」は、「納」と同じ意味で使われているとみられる。

宝龜三年(七七二)正月「奉写一切経所紙納帳」(拾遺七一号)では、「納辛櫃」と「盛辛櫃」の二種類の表現が同じ意味で使われている。

・第一二紙、第四櫃の「三百五十五卷」は天平十四年十二月十三日「納櫃目録」の数と一致する。

さて、ここでとくに注目したいのは、第一五紙裏の「納櫃一切経巻帙注文」(二四―二〇一)である。

第一五紙裏の「納櫃一切経巻帙注文」の記載から、天平十四年「納櫃目録」などの体裁にならって、納櫃状況の復元を試みると、次のようになる。

- 一櫃 大般若経三百卷
- 二櫃 大般若経三百卷
- 三櫃 大乘経三百廿卷
- 四櫃 大乘経三百廿四卷
- 五櫃 大乘経二百九十五卷
- 六櫃 大乘経三百九十七卷
- 七櫃 大乘経并律三百五十八卷
- 八櫃 小乗経三百卅六卷
- 九櫃 小乗経并律三百六十四卷
- 十櫃 小乗律二百九十四卷

十一櫃 別生并偽經百六十七卷

ところで、一切經の納櫃状況をまとめたものとして、天平十三年三月十九日「一切經納櫃目錄」や、天平十四年十二月十三日「寫經司解」がある。

合写一切經三千五百卷

二千一百十六卷着緒軸題了

一千二百四卷未着緒軸

一百八十卷未装

納櫃九合

一櫃 大乘經四百卅八卷

二櫃 大乘經五百八十卷

三櫃 大乘論二百五十五卷

四櫃 小乘經并論四百九十五卷

五櫃 小乘律并伝三百卅八卷

右、件二千一百十六卷、着緒軸題了

六櫃 大乘經并論四百廿五卷

七櫃 大乘經并小乘論三百七十九卷

八櫃 大乘經四百卷

右、件一千二百四卷、未着緒軸

九櫃 大乘經并論一百八十卷

右、件一百八十卷、未装

天平十三年三月十九日高屋連赤麿

小野朝臣国賢

(七一四九七)

合大小乘并論伝四千五百六十一卷 帙四百七十枚

一櫃 大般若經三百卷 帙卅

二櫃 大般若經三百卷 帙卅

三櫃 大乘經四百廿七卷 帙卅三

四櫃 大乘經三百五十五卷 帙卅六

五櫃 大乘經三百廿五卷 帙卅六

六櫃 大乘經并律三百五十三卷 帙卅二

七櫃 大乘經別生并律三百六卷 帙卅四

八櫃 大乘論四百八十九卷 帙卅九

九櫃 小乘經五百卅卷 帙卅七

十櫃 小乘律四百三卷 帙卅二

十一櫃 小乘論四百七十四卷 帙卅八

十二櫃 伝集二百九十八卷 帙卅三

天平十四年十二月十三日勘高屋

(二一三二二)

この二通の目錄と比較してわかる点は次の通りである。

・ 納櫃の原則は、天平十三年よりもむしろ天平十四年「納櫃目錄」に近い。

・ 櫃の数は、天平十三年三月十九日の時（九櫃）よりも多い。

・ 天平十四年十月十二日付「第八櫃經卷檢定注文」（二四一—一八七）は「大乘經三百七十六卷」とあり、「小乘經」ではない。

・続々修二六一〇裏「第十櫃納櫃檢定帳」(二四一九四)は、「百六十卷」の注記に「並无軸緒」とある。天平十三年の経巻の納櫃の仕方が、番号の後ろの櫃に「未着緒軸」のものを納めていることを考えると、この「十櫃」も、天平十三年三月段階の納櫃の原則に沿ったものと考えられる。大日古では天平十四年のものとするが、天平十三年の可能性もある。すなわち、天平十三年三月十九日段階では全九櫃あったものが、同年七月十三日段階では十櫃に増えたと考えられる。

これらの点から類推するに、第一五紙裏の注文の作成時期は、天平十三年七月十三日以降、天平十四年十月十二日以前(それも後者に近い時期)と考えられる(ただし、ここには「論」の櫃がみえないことに注意する必要がある)。

2. 続々修一五―三の検討

次に続々修一五―三について検討する。

〔続々修一五―三〕

第一紙〜第三紙「第五櫃経巻檢定注文并出入帳」

(第四紙の前に、正集三五裏が接続する)

第四紙〜第八紙「第五櫃経巻出入帳」

(この後、別集四七裏が接続するか)

第九紙「第六櫃経巻檢定注文并出入帳」

第一〇紙〜第一四紙「第六櫃経巻出入帳」

第一五紙「第六櫃納本経櫃盛文」

第一六紙「第八櫃経巻檢定注文」

第二七紙「第八櫃経巻檢定注文并出入帳」

第一八紙「第八櫃別生経奉請注文并経巻出入帳」

第二九紙「第十一櫃経巻檢定注文并出入帳」

第二〇紙「第十一櫃小乗律目錄」

第二一紙「第十一櫃納本経櫃盛文」

第二二紙「第十二櫃経巻檢定注文并出納帳」

第二三紙「説無垢称経奉請注文」

〈所見〉

・「五櫃」の「合二百八十六卷」「納櫃目錄」の「三百二十五卷」と一致しない。「六櫃」の「合三百五十三卷」は「納櫃目錄」と一致する。

・第八櫃の出納記録は、天平十四年「檢定注文」に書き継いだ後(一七紙)、別生経の奉請記録を貼り継ぎ(一八紙)、その後に引き続き出納記録を書き込み、さらにその裏を使って出納記録を書き続けている。

・「十一櫃」の「合四百三卷」は「納櫃目錄」の「第十櫃」の巻数と一致し、しかも中身は小乗律で一致する(「納櫃目錄」の「十一櫃」は「小乗論」であり合わない)。また、第一九紙の「十一櫃」の文字を観察すると、もともと「十櫃」とあったものに「一」を加筆したようにみえる。当初は「十櫃」であったものが、ある段階で、櫃が一つ増えた結果、櫃番号がずれたものと思われる。

続々修一五―二、第八紙〜第九紙「処々奉請経帳」に「十三櫃」の櫃番号が見え、櫃の中身が天平十四年「納櫃目錄」の「十二櫃」の内容(「伝集」と一致する。これも、ある時点で櫃が一つ増えた結果、櫃番号が一つずれたことを示している)。

・「十二櫃」の「合四百七十卷」も、「納櫃目錄」の「十一櫃」に相当

する。經典の中身も小乗論である。ここから、天平十七年五月二十一日の時点ではすでに十三櫃あったことが推定できる。

・第一五紙「第六櫃納本経櫃盛文」第二一紙「第十一櫃納本経櫃盛文」は先、後写一切経で書写された經典の納櫃記録であろう。

以上の検討から、五月一日経の納櫃状況について、おおむね次のような過程が復元できる。

〔五月一日経の納櫃と出入についてのまとめ〕

・天平十三年三月十九日に一切経が全九櫃に納められる。その際、「着緒軸題」のものを櫃番号の初めの方に、「未着緒軸」のものを後の方に納める。

・同年七月、櫃は一櫃追加され、十櫃となる。その後、十一櫃に加え、經典の納櫃の原則が変更され、經典の内容別に分類される。さらに天平十四年十二月十三日の時点で十二櫃となる。これが後の経巻出入帳のもととなる。さらに天平十七年までに十三櫃が増える。

・天平二十年頃、先、後写一切経で書写された經典が納櫃される。それが「盛文」に記される。

・天平十四年十二月十三日以降、経巻の出納記録が櫃ごとに行われるが、天平勝宝二年頃までには終了する。以後は「一切経散帳」のような日次式の記載方式に変わると考えられる〔大平一九九五〕。

付 經典の貸出・返納記録の作成手順

最後に、従来から言われていることであるが、経巻出入帳の作成過

程を確認しておきたい。

正倉院に伝わる木簡の中に、法華経疏一部を内裏に貸し出した際の記録が一点残っている。

(表) 法華経疏一部十二卷^{言部師者}

右依飯高命婦宝字元年閏八月十日宣奉請内裏

(裏) 使召繼舍人采女家万呂

判官川内画師 主典阿刀連

経巻の貸出先、貸出の事由、使者と出納責任者の名を記している。

この木簡は、長さがちょうど経巻の軸の長さ、あるいは経帙の幅と同じであることから、代木板(留守居札)の機能があったことが想定されている〔東野一九七七、木簡学会「日本古代木簡選」岩波書店ほか〕。また、筆跡の分析から他田水主の筆によるものとされている〔東野一九七七〕。

東野氏は、この木簡の記載様式に類似する文書の一例として、同じ他田水主の筆による「造東大寺司請経論疏注文案」(二二—二五八、続々修二—)をあげている。東野氏も指摘するように、こうした記載様式をもつものは正倉院文書中に数多くみられるが、今回とりあげた、経巻検定出入帳の記載様式もその例にもれない。一例を示そう。

◎「第五櫃本経出入帳」(二四—一七七)

如来蔵経一卷

右以天感元年閏五月三日奉請平撰師所 使沙弥葉智

知史生志斐

他田水主

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
福寿寺写一切経所	8-1~18	ZZ1-1<1>~ (38) ZZ23-4、 拾遺34・36・37	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-1	ZZ1-1<1>	1	なし	端裏「始天平十四年二月五日至四月廿九日一切経々生等手実案文」
福寿寺写一切経所	8-1	ZZ1-1<2><3>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-2	ZZ1-1<4>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-2	ZZ1-1<5>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-2	ZZ1-1<6>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-3	ZZ1-1<7>	1	なし	
呉原生人→写経所	8-3	ZZ1-1<8>	1	なし	
大石広万呂→写経所	8-4	ZZ1-1<9>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-4	ZZ1-1<10>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-5	ZZ1-1<11>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-5	ZZ1-1<12>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-6	ZZ1-1<13>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-6~7	ZZ1-1<14>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-7	ZZ1-1<15>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-7~8	ZZ1-1<16>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-8	ZZ1-1<17>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-8~9	ZZ1-1<18>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-9~10	ZZ1-1<19>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-10	ZZ1-1<20>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-10	ZZ1-1<21>	1	なし	
山辺千足→写経所	8-11	ZZ1-1<22>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-11	ZZ1-1<23>	1	なし	
茨田久治万呂→写経所	8-12	ZZ1-1<24>	1	なし	
民屯麻呂→写経所	2-309	拾遺34	1	なし	
戸令貴→写経所	2-309~310	拾遺36	1	なし	
福寿寺写一切経所	2-310	拾遺37	1	なし	
呉原生人→写経所	2-310	拾遺37	1	なし	
戸令貴→写経所	8-12	ZZ1-1<25>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-13	ZZ1-1<26>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-13	ZZ1-1<27>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-13~14	ZZ1-1<28>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-14	ZZ1-1<29>	1	なし	
忍坂成万呂→写経所	8-14~15	ZZ1-1<30>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-15	ZZ1-1<31>	1	なし	
大石広麻呂→写経所	8-54	ZZ23-4	1	なし	接続は推定

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
1	1	天平14. 2. 5 ~ 4. 29	写一切経経師等手実帳	五月一日経	手実帳
1	1-1	天平14. 2. 5 ~ 4. 29	総計部	五月一日経	集計注文
1	1-2	天平14. 2. 5 ~ 29	2月分集計部	五月一日経	集計注文
1	1-2-1	天平14. 2. 30作成	志紀久比麻呂解	五月一日経	手実
1	1-2-2	天平14. 2. 30作成	角惠麻呂解	五月一日経	手実
1	1-2-3	天平14. 2. 30作成	阿刀息人解	五月一日経	手実
1	1-2-4	天平14. 2. 30作成	古来小僧解	五月一日経	手実
1	1-2-5	天平14. 2. 30作成	吳原生人解	五月一日経	手実
1	1-2-6	天平14. 2. 30作成	大石広万呂解	五月一日経	手実
1	1-2-7	天平14. 2. 30作成	山部花万呂解	五月一日経	手実
1	1-3	天平14. 3. 29作成	3月分集計部	五月一日経・最勝王経	集計注文
1	1-3-1	天平14. 3. 29作成	丸部石敷手実	五月一日経	手実
1	1-3-2	天平14. 3. 29作成	忍坂成麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-3	天平14. 3. 28作成	角惠麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-4	天平14. 3. 30作成	漢淨万呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-5	天平14. 3. 29作成	阿刀息人手実	五月一日経・最勝王経	手実
1	1-3-6	天平14. 3. 29作成	志紀久比麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-7	天平14. 3. 29作成	山部花万呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-8	天平14. 3. 19作成	葛野安麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-9	天平14. 3. 29作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
1	1-3-10	天平14. 3. 29作成	坂合部文万呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-11	天平14. 3. 29作成	山辺千足手実	五月一日経	手実
1	1-3-12	天平14. 3. 29作成	杖部子虫手実	五月一日経	手実
1	1-3-13	天平14. 3. 29作成	茨田久治万呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-14	天平14. 3. 29作成	民屯麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-3-15	天平14. 3. 29作成	戸令貴手実	五月一日経	手実
1	1-4	天平14. 4. 29作成	4月分集計部	五月一日経	集計注文
1	1-4-1	天平14. 4. 10作成	吳原生人手実	五月一日経	手実
1	1-4-2	天平14. 4. 29作成	戸令貴手実	五月一日経	手実
1	1-4-3	天平14. 4. 29作成	山部花万呂手実	五月一日経	手実
1	1-4-4	天平14. 4. 29作成	坂合部文万呂手実	五月一日経	手実
1	1-4-5	天平14. 4. 29作成	漢淨万呂手実	五月一日経	手実
1	1-4-6	天平14. 4. 29作成	角惠麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-4-7	天平14. 4. 19作成	忍坂成万呂手実	五月一日経	手実
1	1-4-8	天平14. 4. 29作成	阿刀息人手実	五月一日経	手実
1	1-4-9	天平14. 4. 17作成	大石広麻呂手実	五月一日経	手実

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
志紀久比麻呂→写経所	8-15~16	ZZ1-1<32>	1	なし	接続は推定
田辺正成→写経所	8-16	ZZ1-1<33>	1	なし	端裏「校生」
大伴吉人→写経所	8-16~17	ZZ1-1<34>	1	なし	
川原人成→写経所	8-17	ZZ1-1<35>	1	なし	
田辺正成→写経所	8-17	ZZ1-1<37>	1	なし	
装潢所→写経所	8-18	ZZ1-1<38>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-55~66	ZZ1-1<39>~ <52>	1	なし	端裏「自五月一日 至卅日一切経千実 書」
福寿寺写一切経所	8-55	ZZ1-1<39>	1	なし	
漢淨万呂→写経所	8-55~56	ZZ1-1<40><41>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-56	ZZ1-1<42><43>	1	なし	
戸令貴→写経所	8-56~57	ZZ1-1<44>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-57	ZZ1-1<45><46>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-57	ZZ1-1<47>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-58	ZZ1-1<48>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-58	ZZ1-1<49><50>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-59	ZZ1-1<51>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-59~60	ZZ1-1<52>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-16~22	ZZ5-2	1	なし	端裏「天平十四年 二月内一切経外写 雜経卅五卷」
福寿寺写一切経所	8-16	ZZ5-2<1>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-18~19	ZZ5-2<2>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-19	ZZ5-2<3>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-19	ZZ5-2<4>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-19~20	ZZ5-2<5>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-20	ZZ5-2<6>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-20	ZZ5-2<7>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-20~21	ZZ5-2<8>	1	なし	
建部広足→写経所	8-21	ZZ5-2<9>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-21~22	ZZ5-2<10>	1	なし	
福寿寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-60~63	ZZ3-2<1>	1	なし	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
1	1-4-10	天平14. 4. 29作成	志紀久比麻呂手実	五月一日経	手実
1	1-5-1	天平14. 3. 29作成	田辺正成解	五月一日経	手実
1	1-5-2	天平14. 3. 29作成	大伴吉人解	五月一日経	手実
1	1-5-3	天平14. 4. 29作成	川原人成解	五月一日経	手実
1	1-5-4	天平14. 4. 29作成	田辺正成解	五月一日経	手実
1	1-6	天平14. 4. 29作成	裝潢造紙注文	五月一日経	手実
1	2	天平14. 5. 1～30	5月分一切経手実帳	五月一日経	手実帳
1	2-1	天平14. 5. 1～30	5月分集計部	五月一日経	集計注文
1	2-2	天平14. 5. 30作成	漢浄万呂手実	五月一日経	手実
1	2-3	天平14. 5. 30作成	阿刀息人手実	五月一日経	手実
1	2-4	天平14. 5. 30作成	戸令貴手実	五月一日経	手実
1	2-5	天平14. 5. 30作成	坂合部文万呂手実	五月一日経	手実
1	2-6	天平14. 5. 30作成	葛野安麻呂手実	五月一日経	手実
1	2-7	天平14. 5. 30作成	志紀久比麻呂手実	五月一日経	手実
1	2-8	天平14. 5. 30作成	角惠麻呂手実	五月一日経	手実
1	2-9	天平14. 5. 30作成	山部花万呂手実	五月一日経	手実
1	2-10	天平14. 5. 30作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
2		天平14. 2	一切経外写経経師手実帳	法華経四部、薬師経一卷、観世音経一卷、阿弥陀経一卷	手実帳
2	1	天平14. 2. 30作成	総計部	法華経四部、薬師経一卷、観世音経一卷、阿弥陀経一卷	集計注文
2	2	天平14. 2. 16作成	雀部嶋足手実	法華経	手実
2	3	天平14. 2. 29作成	坂合部文万呂手実	薬師経・観世音経・阿弥陀経	手実
2	4	天平14. 2. 30作成	阿刀息人手実	法華経	手実
2	5	天平14. 2. 30作成	古来小僧手実	法華経	手実
2	6	天平14. 2. 30作成	葛野安麻呂手実	法華経	手実
2	7	天平14. 2. 30作成	志紀久比麻呂手実	法華経	手実
2	8	天平14. 2. 30作成	角惠麻呂手実	法華経	手実
2	9	天平14. 2. 30作成	建部広足手実	法華経	手実
2	10	天平14. 2. 30作成	忍坂成麻呂	法華経	手実
3		天平14. 6. 3作成	福寿寺写一切経所解	五月一日経	布施申請

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
福寿寺写一切経所	8-64~66	ZZ3-2<3><4>	1	なし	「天平十四年」の下は「五」か。左余白に楽書あり。「金光明寺写一切経所」に関するものと思われる。
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-74~107	ZZ1-2	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-74	ZZ1-2<1>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-74	ZZ1-2<2>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-74~75	ZZ1-2<3><4>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-75	ZZ1-2<5>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-76	ZZ1-2<6>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-76	ZZ1-2<7>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-76~77	ZZ1-2<8>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-77	ZZ1-2<9>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-77	ZZ1-2<10>	1	なし	
道守豊足→写経所	8-77~78	ZZ1-2<11>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-78	ZZ1-2<12>	1	なし	
春日家万呂→写経所	8-78~79	ZZ1-2<13>	1	手実の草案あり	
葛野安麻呂→写経所	8-79	ZZ1-2<14>	1	なし	
茨田久治万呂→写経所	8-79~80	ZZ1-2<15>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-80	ZZ1-2<16><17>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-80~81	ZZ1-2<18>	1	なし	
淡海金弓→写経所	8-81	ZZ1-2<19>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-82	ZZ1-2<20>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-82	ZZ1-2<21>	1	なし	
大鳥高人→写経所	8-82~83	ZZ1-2<22>	1	なし	
大石広万呂→写経所	8-83	ZZ1-2<23>	1	なし	
調君雄蘇→写経所	8-83~84	ZZ1-2<24>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-84	ZZ1-2<25>	1	なし	
建部広足→写経所	8-84~85	ZZ1-2<26>	1	なし	
民屯麻呂→写経所	8-85	ZZ1-2<27>	1	なし	
櫛井馬養→写経所	8-85	ZZ1-2<28>	1	なし	
古神徳→写経所	8-85~86	ZZ1-2<29>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-86	ZZ1-2<30>	1	なし	
角惠末呂→写経所	8-86~87	ZZ1-2<31>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-87	ZZ1-2<32><33>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-87~88	ZZ1-2<34><35>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-88	ZZ1-2<36>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-88~89	ZZ1-2<37><38>	1	なし	
大石広麿→写経所	8-89	ZZ1-2<39>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-90	ZZ1-2<40>	1	なし	
調雄蘇→写経所	8-90	ZZ1-2<41>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-91	ZZ1-2<42>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-91	ZZ1-2<43>	1	なし	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
4		天平14	福寿寺写一切経所解案	五月一日経	布施申請
5		天平14. 6. 1 ~11. 30	一切経経師等手実案帳	五月一日経	手実帳
5	1	天平14. 6. 1 ~11. 30	総計部	五月一日経	集計注文
5	2	天平14. 6. 1 ~ 7. 30	6月~7月集計部	五月一日経	集計注文
5	2-1	天平14. 7. 30作成	阿刀息人手実	五月一日経	手実
5	2-2	天平14. 7. 30作成	志紀久比麻呂手実	五月一日経	手実
5	2-3	天平14. 7. 30作成	角惠麻呂手実	五月一日経	手実
5	2-4	天平14. 7. 30作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
5	2-5	天平14. 7. 30作成	忍坂成麻呂手実	五月一日経	手実
5	3	天平14. 8. 1 ~29	8月分集計部	五月一日経	集計注文
5	3-1	天平14. 8. 30作成	忍坂成麻呂手実	五月一日経	手実
5	3-2	天平14. 8. 29作成	道守豊足手実	五月一日経	手実
5	3-3	天平14. 8. 29作成	阿刀息人手実	五月一日経	手実
5	3-4	天平14. 8. 29作成	春日家万呂手実	五月一日経	手実
5	3-5	天平14. 8. 29作成	葛野安麻呂手実	五月一日経	手実
5	3-6	天平14. 8. 29作成	茨田久治万呂手実	五月一日経	手実
5	3-7	天平14. 8. 29作成	漢淨万呂手実	五月一日経	手実
5	3-8	天平14. 8. 29作成	角惠麻呂手実	五月一日経	手実
5	3-9	天平14. 8. 29作成	淡海金弓手実	五月一日経	手実
5	3-10	天平14. 8. 29作成	古来小僧手実	五月一日経	手実
5	3-11	天平14. 8. 29作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
5	3-12	天平14. 8. 29作成	大鳥高人手実	五月一日経	手実
5	3-13	天平14. 8. 29作成	大石広万呂手実	五月一日経	手実
5	3-14	天平14. 8. 29作成	調君雄蘇手実	五月一日経	手実
5	3-15	天平14. 8. 29作成	杖部子虫手実	五月一日経	手実
5	3-16	天平14. 8. 29作成	建部広足手実	五月一日経	手実
5	3-17	天平14. 8. 29作成	民屯麻呂手実	五月一日経	手実
5	3-18	天平14. 8. 29作成	櫛井馬養手実	五月一日経	手実
5	3-19	天平14. 8. 29作成	古神徳手実	五月一日経	手実
5	4	天平14. 9. 1 ~29	9月分集計部	五月一日経	集計注文
5	4-1	天平14. 9. 30作成	角惠末呂手実	五月一日経	手実
5	4-2	天平14. 9. 30作成	丸部石敷手実	五月一日経	手実
5	4-3	天平14. 9. 30作成	漢淨万呂手実	五月一日経	手実
5	4-4	天平14. 9. 30作成	杖部子虫手実	五月一日経	手実
5	4-5	天平14. 9. 30作成	葛野安麻呂手実	五月一日経	手実
5	4-6	天平14. 9. 30作成	大石広磨手実	五月一日経	手実
5	4-7	天平14. 9. 30作成	山部花万呂手実	五月一日経	手実
5	4-8	天平14. 9. 14作成	調雄蘇手実	五月一日経	手実
5	4-9	天平14. 9. 30作成	古来小僧手実	五月一日経	手実
5	4-10	天平14. 9. 30作成	阿刀息人手実	五月一日経	手実

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
雀部嶋足→写経所	8-91~92	ZZ1-2<44>	1	なし	
道守豊足→写経所	8-92	ZZ1-2<45>	1	なし	
建部広足→写経所	8-93	ZZ1-2<46>	1	なし	
茨田久治万呂→写経所	8-93	ZZ1-2<47>	1	なし	
韓国人成→写経所	8-94	ZZ1-2<48>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-94	ZZ1-2<49>	1	なし	
角恵麻呂→写経所	8-95	ZZ1-2<50>	1	なし	
安刀息人→写経所	8-95	ZZ1-2<51>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-96	ZZ1-2<52>	1	なし	
古神徳→写経所	8-96	ZZ1-2<53>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-97	ZZ1-2<54>	1	なし	
漢淨万呂→写経所	8-97~98	ZZ1-2<55>	1	なし	
建部広足→写経所	8-98	ZZ1-2<56>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-98~99	ZZ1-2<57>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-99	ZZ1-2<58>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-99~100	ZZ1-2<59>	1	なし	
櫛井馬養→写経所	8-100	ZZ1-2<60><61>	1	なし	
韓国人成→写経所	8-101	ZZ1-2<62>	1	なし	
大石広万呂→写経所	8-101~102	ZZ1-2<63>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-102	ZZ1-2<64>	1	なし	
韓国人成→写経所	8-103	ZZ1-2<65>	1	なし	
高屋赤万呂→写経所	8-103~104	ZZ1-2<66>	1	なし	
韓国人成→写経所	8-104	ZZ1-2<67>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-104~105	ZZ1-2<68>~<72>	1	なし	
田辺当成→写経所	8-104~105	ZZ1-2<68>	1	なし	端裏「校生一切」
大伴吉人→写経所	8-105	ZZ1-2<69>	1	なし	
河原人成→写経所	8-105~106	ZZ1-2<70><71>	1	なし	
田辺道主→写経所	8-106	ZZ1-2<72>	1	なし	
尾張少士→写経所	8-106	ZZ1-2<72>	1	なし	
装潢所→写経所	8-107	ZZ1-2<73>	1	なし	
装潢所→写経所	24-202~203	ZZ42-2裏	1	紙背「天平15年紙充帳」(8-170)	aの草案
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-155~159	ZZ3-2<5>	1	なし	付箋「甘ノ口」。二紙目(現状第六紙)の端裏「雑帙第一 今小乗律」。
福寿寺写一切経所	8-107~110、22~45	ZB49、ZZ7-3、ZZ23-4、ZB47④	1	なし	
福寿寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-107~110	ZB49	1	なし	端裏「自天平十四年二月二日至五月卅日千手経并経師装潢校生等手実」
福寿寺写一切経所	8-22~45	ZZ7-3	1	なし	端裏「始天平十四年二月五日至四月廿九日千手経々生等手実案文」

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
5	4-11	天平14. 9. 30作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
5	4-12	天平14. 9. 30作成	道守豊足手実	五月一日経	手実
5	4-13	天平14. 9. 30作成	建部広足手実	五月一日経	手実
5	4-14	天平14. 9. 30作成	茨田久治万吕手実	五月一日経	手実
5	4-15	天平14. 9. 30作成	韓国人成手実	五月一日経	手実
5	5	天平14. 10. 1 ~ 11. 29	10月~11月分集計部	五月一日経	集計注文
5	5-1	天平14. 11. 30作成	角惠麻吕手実	五月一日経	手実
5	5-2	天平14. 11. 30作成	安刀息人手実	五月一日経	手実
5	5-3	天平14. 11. 30作成	古来小僧手実	五月一日経	手実
5	5-4	天平14. 11. 30作成	古神徳手実	五月一日経	手実
5	5-5	天平14. 11. 30作成	志紀久比麻吕手実	五月一日経	手実
5	5-6	天平14. 11. 30作成	漢浄万吕手実	五月一日経	手実
5	5-7	天平14. 11. 30作成	建部広足手実	五月一日経	手実
5	5-8	天平14. 11. 30作成	丸部石敷手実	五月一日経	手実
5	5-9	天平14. 11. 30作成	杖部子虫手実	五月一日経	手実
5	5-10	天平14. 11. 30作成	山部花万吕手実	五月一日経	手実
5	5-11	天平14. 11. 30作成	襟井馬養手実	五月一日経	手実
5	5-12	天平14. 11. 29作成	韓国人成手実	五月一日経	手実
5	5-13	天平14. 11. 2作成	大石広万吕手実	五月一日経	手実
5	5-14	天平14. 11. 30作成	雀部嶋足手実	五月一日経	手実
5	5-15	天平14. 11. 19作成	用紙未奉人注文	五月一日経	手実
5	5-16	天平14. 11. 30作成	高屋赤万吕手実	五月一日経	手実
5	6	天平14. 11. 30作成	装潢充経注文	五月一日経	装潢充経報告
5	7	天平14. 10. 18 ~ 12. 6	校生手実帳	五月一日経	手実帳
5	7-1	天平14. 12. 1作成	田辺当成手実	五月一日経	手実
5	7-2	天平14. 10. 18作成	大伴吉人手実	五月一日経	手実
5	7-3	天平14. 11. 28作成	河原人成手実	五月一日経	手実
5	7-4	天平14. 10. 28作成	田辺道主手実	五月一日経	手実
5	7-5	天平14. 12. 5作成	尾張少士手実	五月一日経	手実
5	8a	天平14. 12. 6作成	装潢所解案	五月一日経	造紙数報告
5	8b	天平14. 12. 6以前作成	装潢所解案	五月一日経	造紙数報告
6		天平14. 12. 17作成	金光明寺写一切経所解案	五月一日経	布施申請
7		天平14. 2. 5 ~ 5. 30	写千部千手経経生等手実	千手経	手実帳
7	1	天平14. 7	福寿寺写一切経所解案	千手経	布施申請
7	2	天平14. 2. 5 ~ 5. 30	写千部千手経経生等手実帳	千手経	手実帳

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
福寿寺写一切経所	8-22	ZZ7-3<1><2>	1	なし	
春日家万呂→写経所	8-23	ZZ7-3<3>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-23	ZZ7-3<4>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-23~24	ZZ7-3<5>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-24	ZZ7-3<4>	1	なし	
戸令貴→写経所	8-24	ZZ7-3<7>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-25	ZZ7-3<8>	1	なし	
建部広足→写経所	8-25	ZZ7-3<9>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-25~26	ZZ7-3<10>	1	なし	
茨田久治麻呂→写経所	8-26	ZZ7-3<11>	1	なし	
大石広麻呂→写経所	8-26	ZZ7-3<12>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-27	ZZ7-3<13>	1	なし	
忍坂成万呂→写経所	8-27	ZZ7-3<14>	1	なし	
角恵麻呂→写経所	24-150~151	ZZ23-4	1	なし	
民屯麻呂→写経所	8-28	ZZ7-3<15>	1	なし	
呉原生人→写経所	8-28	ZZ7-3<16>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-28	ZZ7-3<16><17>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-29	ZZ7-3<18>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-29	ZZ7-3<19>	1	なし	
角恵麻呂→写経所	未収	ZB47④	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-29	ZZ7-3<20>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-30	ZZ7-3<21>	1	なし	
茨田久治万呂→写経所	8-30	ZZ7-3<22>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-30	ZZ7-3<23>	1	なし	
春日家万呂→写経所	8-30~31	ZZ7-3<24>	1	なし	
辛国人成→写経所	8-31	ZZ7-3<25>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-31	ZZ7-3<26>	1	なし	
戸令貴→写経所	8-31	ZZ7-3<27>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-32	ZZ7-3<28>	1	なし	
建部広足→写経所	8-32~33	ZZ7-3<29>	1	なし	
漢浄万呂→写経所	8-33	ZZ7-3<30>	1	なし	
民屯麻呂→写経所	8-33	ZZ7-3<31>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-34	ZZ7-3<32>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-34	ZZ7-3<33><34>	1	なし	
茨田久治万呂→写経所	8-34	ZZ7-3<36>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-35	ZZ7-3<37>	1	なし	
春日家万呂→写経所	8-35	ZZ7-3<38>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-35	ZZ7-3<39>	1	なし	
建部広足→写経所	8-36	ZZ7-3<41>	1	なし	
民屯麻呂→写経所	8-36	ZZ7-3<42>	1	なし	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
7	2-1	天平14. 4. 29	2月～4月総計部并2月分 集計部	千手経	集計注文
7	2-1-1	天平14. 2. 30作成	春日家万吕手実	千手経	手実
7	2-1-2	天平14. 2. 30作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
7	2-1-3	天平14. 2. 30作成	漢浄万吕手実	千手経	手実
7	2-1-4	天平14. 2. 29作成	坂合部文万吕手実	千手経	手実
7	2-1-5	天平14. 2. 30作成	戸令貴手実	千手経	手実
7	2-1-6	天平14. 2. 30作成	山部花万吕手実	千手経	手実
7	2-1-7	天平14. 2. 30作成	建部広足手実	千手経	手実
7	2-1-8	天平14. 2. 30作成	阿刀息人手実	千手経	手実
7	2-1-9	天平14. 2. 30作成	茨田久治麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-10	天平14. 2. 30作成	大石広麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-11	天平14. 2. 30作成	志紀久比麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-12	天平14. 2. 30作成	忍坂成万吕手実	千手経	手実
7	2-1-13	天平14. 2. 30作成	角惠麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-14	天平14. 2. 30作成	民屯麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-15	天平14. 2. 28作成	呉原生人手実	千手経	手実
7	2-1-16	天平14. 3. 29作成	3月分集計部	千手経	集計注文
7	2-1-17	天平14. 3. 29作成	忍坂成麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-18	天平14. 3. 19作成	葛野安麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-19	天平14. 3. 28作成	角惠麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-20	天平14. 3. 29作成	志紀久比麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-21	天平14. 3. 29作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
7	2-1-22	天平14. 3. 29作成	茨田久治万吕手実	千手経	手実
7	2-1-23	天平14. 3. 29作成	古来小僧手実	千手経	手実
7	2-1-24	天平14. 3. 30作成	春日家万吕手実	千手経	手実
7	2-1-25	天平14. 3. 29作成	辛国人成手実	千手経	手実
7	2-1-26	天平14. 3. 29作成	丸部石敷手実	千手経	手実
7	2-1-27	天平14. 3. 29作成	戸令貴手実	千手経	手実
7	2-1-28	天平14. 3. 29作成	山部花万吕手実	千手経	手実
7	2-1-29	天平14. 3. 29作成	建部広足手実	千手経	手実
7	2-1-30	天平14. 3. 29作成	漢浄万吕手実	千手経	手実
7	2-1-31	天平14. 3. 27作成	民屯麻吕手実	千手経	手実
7	2-1-32	天平14. 3. 19作成	杖部子虫手実	千手経	手実
7	2-1-33	天平14. 4. 29作成	4月分集計部	千手経	集計注文
7	2-1-34	天平14. 4. 29作成	茨田久治万吕手実	千手経	手実
7	2-1-35	天平14. 4. 29作成	丸部石敷手実	千手経	手実
7	2-1-36	天平14. 4. 29作成	春日家万吕手実	千手経	手実
7	2-1-37	天平14. 4. 29作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
7	2-1-38	天平14. 4. 29作成	建部広足手実	千手経	手実
7	2-1-39	天平14. 4. 24作成	民屯麻吕手実	千手経	手実

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
志紀久比麻呂→写経所	8-36	ZZ7-3<43>	1	なし	
戸令貴→写経所	8-37	ZZ7-3<44>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-37	ZZ7-3<45>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-37	ZZ7-3<46>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-37~38	ZZ7-3<47>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-38	ZZ7-3<48>	1	なし	
辛国人成→写経所	8-38	ZZ7-3<49>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-38~40	ZZ7-3<49>~ <54>	1	なし	
田辺正成→写経所	8-38~39	ZZ7-3<50>	1	なし	端裏「校生」
大伴老人→写経所	8-39	ZZ7-3<51>	1	なし	
装潢所→写経所	8-39	ZZ7-3<52>	1	なし	
川原人成→写経所	8-40	ZZ7-3<53>	1	なし	
田辺当成→写経所	8-40	ZZ7-3<54>	1	なし	
福寿寺写一切経所	8-40~41	ZZ7-3<55>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-41	ZZ7-3<56>	1	なし	紙背「名背堺」 (天地逆)
漢淨麻呂→写経所	8-41	ZZ7-3<57>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-41~42	ZZ7-3<58>	1	なし	
古来小僧→写経所	8-42	ZZ7-3<59>	1	なし	紙背「名瀬堺」
建部広足→写経所	8-42	ZZ7-3<60>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-43	ZZ7-3<61>	1	なし	紙背「名背□」
志紀久比麻呂→写経所	8-43	ZZ7-3<62>	1	なし	紙背「名背界」
戸令貴→写経所	8-43~44	ZZ7-3<63>	1	なし	紙背「了」
山部花万呂→写経所	8-44	ZZ7-3<64>	1	なし	紙背「名背堺」
雀部嶋足→写経所	8-44	ZZ7-3<65>	1	なし	
辛国人成→写経所	8-44~45	ZZ7-3<66>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-44~45	ZZ7-4	1	なし	
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-150~153	ZZ7-4<2>~<4>	2	同解案(24-104)	端裏「自天平十四 年六月一日至十一 月卅日千手経生并 装潢生等手実案文 紙」
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	24-203~204	ZZ7-4<1>	1	なし	草案
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	24-104	ZZ7-4<4>	1	同解案(8-150~ 153)	草案
金光明寺写一切経所	8-67~73、140~148	ZZ7-4<5>~<44>	1		
金光明寺写一切経所	8-67	ZZ7-4<5><6>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-67~68	ZZ7-4<7>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-68	ZZ7-4<8>	1	なし	
漢淨万呂→写経所	8-68	ZZ7-4<9>	1	なし	
阿刀息人→写経所	8-69	ZZ7-4<10>	1	なし	
忍坂成麻呂→写経所	8-69	ZZ7-4<11>	1	なし	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
7	2-1-40	天平14. 4. 29作成	志紀久比麻呂手実	千手経	手実
7	2-1-41	天平14. 4. 29作成	戸令貴手実	千手経	手実
7	2-1-42	天平14. 4. 29作成	山部花万呂手実	千手経	手実
7	2-1-43	天平14. 4. 29作成	忍坂成麻呂手実	千手経	手実
7	2-1-44	天平14. 4. 29作成	角惠麻呂手実	千手経	手実
7	2-1-45	天平14. 4. 29作成	古来小僧手実	千手経	手実
7	2-1-46	天平14. 4. 29作成	辛国人成手実	千手経	手実
7	2-2	天平14. 4. 29作成	校生手実帳	千手経	手実帳
7	2-2-1	天平14. 3. 29作成	田辺正成手実	千手経	手実
7	2-2-2	天平14. 3. 29作成	大伴老人手実	千手経	手実
7	2-2-3	(天平14)	秦大床手実	千手経	手実
7	2-2-4	天平14. 4. 29作成	川原人成手実	千手経	手実
7	2-2-5	天平14. 4. 29作成	田辺当成手実	千手経	手実
7	2-3-1	天平14. 5. 30作成	5月分集計部	千手経	集計注文
7	2-3-2	天平14. 5. 30作成	阿刀息人手実	千手経	手実
7	2-3-3	天平14. 5. 30作成	漢浄麻呂手実	千手経	手実
7	2-3-4	天平14. 5. 30作成	角惠麻呂手実	千手経	手実
7	2-3-5	天平14. 5. 30作成	古来小僧手実	千手経	手実
7	2-3-6	天平14. 5. 30作成	建部広足手実	千手経	手実
7	2-3-7	天平14. 5. 30作成	葛野安麻呂手実	千手経	手実
7	2-3-8	天平14. 5. 30作成	志紀久比麻呂手実	千手経	手実
7	2-3-9	天平14. 5. 30作成	戸令貴手実	千手経	手実
7	2-3-10	天平14. 5. 30作成	山部花万呂手実	千手経	手実
7	2-3-11	天平14. 5. 30作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
7	2-3-12	天平14. 5. 30作成	辛国人成手実	千手経	手実
8		天平14. 6. 1 ~12. 8	写千部千手経経生等手実帳	千手経	手実帳
8	1a	天平14. 12. 8 作成	金光明寺写一切経解案	千手経	布施申請
8	1b	天平14. 12. 8 以前	金光明寺写一切経解案	千手経	布施申請
8	1c	天平14. 12. 8 以前	金光明寺写一切経解案	千手経	布施申請
8	2	天平14. 6. 1 ~11. 29	写千手経経師等手実案帳	千手経	手実帳
8	2-1	天平14. 7. 29作成	6、7月分集計部	千手経	集計注文
8	2-1-2	天平14. 6. 29作成	角惠麻呂手実	千手経	手実
8	2-1-3	天平14. 6. 29作成	志紀久比麻呂手実	千手経	手実
8	2-1-4	天平14. 6. 30作成	漢浄万呂手実	千手経	手実
8	2-1-5	天平14. 6. 29作成	阿刀息人手実	千手経	手実
8	2-1-6	天平14. 6. 17作成	忍坂成麻呂手実	千手経	手実

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
古来小僧→写経所	8-69	ZZ7-4<12>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-70	ZZ7-4<13>	1	なし	
韓国人成→写経所	8-70	ZZ7-4<14>	1	なし	
葛野安麿→写経所	8-70~71	ZZ7-4<15>	1	なし	
建部広足→写経所	8-71	ZZ7-4<16>	1	なし	紙背「了」
忍坂成万呂→写経所	8-71	ZZ7-4<17>	1	なし	
民屯万呂→写経所	8-72	ZZ7-4<18>	1	なし	
春日家麻呂→写経所	8-72	ZZ7-4<18>	1	なし	
山部花万呂→写経所	8-72	ZZ7-4<19>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-73	ZZ7-4<20>	1	なし	
雀部嶋足→写経所	8-73	ZZ7-4<21>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-73	ZZ7-4<22>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-140	ZZ7-4<23>	1	なし	端裏「自十月至十一月廿九日写千手経手実案文」
古来小僧→写経所	8-140	ZZ7-4<24>	1	なし	
角惠麻呂→写経所	8-140~141	ZZ7-4<25>	1	なし	
安刀息人→写経所	8-141	ZZ7-4<26>	1	なし	
志紀久比麻呂→写経所	8-141~142	ZZ7-4<27>	1	なし	
葛野安麻呂→写経所	8-142	ZZ7-4<28>	1	なし	
古神徳→写経所	8-142~143	ZZ7-4<29>	1	なし	
建部広足→写経所	8-143	ZZ7-4<30>	1	なし	
丸部石敷→写経所	8-143	ZZ7-4<31>	1	なし	
杖部子虫→写経所	8-144	ZZ7-4<32>	1	なし	
漢浄麻呂→写経所	8-144	ZZ7-4<33>	1	なし	
檜前家麻呂→写経所	8-144~145	ZZ7-4<34>	1	なし	
坂合部文万呂→写経所	8-145	ZZ7-4<35>	1	なし	
田辺道主→写経所	8-145~146	ZZ7-4<36><37><38>	2	紙背「田辺道主手実」(8-130)	
装潢所→写経所	8-146	ZZ7-4<39>	1	なし	
尾張少士→写経所	8-146	ZZ7-4<40>	2	紙背「尾張少士手実」(8-149)	実際の作成は12月8日か
田辺当成→写経所	8-146~147	ZZ7-4<41>	1		端裏「校生千手自天平十四至」
川原人成→写経所	8-147~148	ZZ7-4<42><43>	1		
大伴吉人→写経所	8-148	ZZ7-4<44>	1		
田辺道主→写経所	8-130~131	ZZ7-4<36><37><38>裏	1	紙背「田辺道主手実」(8-146)	
尾張少士→写経所	8-149~150	ZZ7-4<40>裏	1	紙背「尾張少士手実」(8-146)	
福寿寺写一切経所	24-150	ZZ37-9<8>	1	表裏相属	付箋「廿一帙二卷」
福寿寺写一切経所	8-45~47、2・312	ZZ32-5<1><2>、Z28①裏	1	空(一部あり)	
福寿寺写一切経所→皇后宮職	8-45~46	ZZ32-5<1>	1	なし	三月一日付小野国堅の判あり。

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
8	2-1-7	天平14. 6.29作成	古来小僧手実	千手経	手実
8	2-1-8	天平14. 6.30作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
8	2-1-9	天平14. 6.29作成	韓国人成手実	千手経	手実
8	2-1-10	天平14. 6.29作成	葛野安磨手実	千手経	手実
8	2-1-11	天平14. 7.30作成	建部広足手実	千手経	手実
8	2-1-12	天平14. 7.30作成	忍坂成万呂手実	千手経	手実
8	2-1-13	天平14. 7.27作成	民屯万呂手実	千手経	手実
8	2-1-14	天平14. 7.19作成	春日家麻呂手実	千手経	手実
8	2-1-15	天平14. 7.30作成	山部花万呂手実	千手経	手実
8	2-1-16	天平14. 6.29作成	杖部子虫手実	千手経	手実
8	2-1-17	天平14. 7.30作成	雀部嶋足手実	千手経	手実
8	2-1-18	天平14. 7.30作成	丸部石敷手実	千手経	手実
8	2-2-1	天平14.11.29作成	10、11月分集計部	千手経	集計注文
8	2-2-2	天平14.11.30作成	古来小僧手実	千手経	手実
8	2-2-3	天平14.11.30作成	角惠麻呂手実	千手経	手実
8	2-2-4	天平14.11.30作成	安刀息人手実	千手経	手実
8	2-2-5	天平14.11.30作成	志紀久比麻呂手実	千手経	手実
8	2-2-6	天平14.11.30作成	葛野安麻呂手実	千手経	手実
8	2-2-7	天平14.11.30作成	古神徳手実	千手経	手実
8	2-2-8	天平14.11.30作成	建部広足手実	千手経	手実
8	2-2-9	天平14.11.29作成	丸部石敷手実	千手経	手実
8	2-2-10	天平14.11.30作成	杖部子虫手実	千手経	手実
8	2-2-11	天平14.11.30作成	漢浄麻呂手実	千手経	手実
8	2-2-12	天平14.11.30作成	檜前家麻呂手実	千手経	手実
8	2-2-13	天平14. 7.29作成	坂合部文万呂手実	千手経	手実
8	2-2-14	天平14.11.30作成	田辺道主手実	千手経	手実
8	2-2-15	(天平14)	装潢造紙注文	千手経	手実
8	2-2-16	天平14.11.30作成	尾張少士手実	千手経	手実
8	2-2-17	天平14.12. 1 作成	田辺当成手実	千手経	手実
8	2-2-18	天平14.11.28作成	川原人成手実	千手経	手実
8	2-2-19	天平14.10.18作成	大伴吉人手実	千手経	手実
9		天平14.10. 6 作成	田辺道主手実	五月一日経・千手経	手実
10		天平14.12. 5 作成	尾張少士手実	五月一日経・千手経	手実
11		天平14. 2. 5 ~ 11. 7	写一切経装潢受紙注文	五月一日経・千手経	装潢受紙注文
12		天平14. 2. 30 ~ 5. 23	写経料筆墨充帳	五月一日経・千手経	筆墨充帳
12	1	天平14. 2. 30	写経所上申文	五月一日経	筆墨申請

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
福寿寺写一切経所 →皇后宮職	8-46~47	ZZ32-5<2>	1	なし	名前の上に鉤型合点あり。
福寿寺写一切経所 →皇后宮職	2-312	Z28②	2	過所(?) (24-556)	同日小野朝臣国堅の判あり。
福寿寺写一切経所 →皇后宮職	8-52~53	ZZ14-7<13>	1	なし	
福寿寺写一切経所 →皇后宮職	8-53~54	ZZ27-4<2><3>	1	なし	付箋「二」「廿帙五巻」。四月二十九日付の追筆あり。
装潢所→写経所	2-30	ZB30②	1	なし	付箋「廿ノ四」「第四」
福寿寺写一切経所	24-160~161	ZK22(3)裏<10>~<13>	1	天平14年一切経并千手経充紙帳(24-151~)	
福寿寺写一切経所	24-161	ZK22(3)裏<19>~<21>	1	天平14年一切経并千手経充紙帳(24-151~)	
福寿寺写一切経所	24-162~163	ZZ35-2裏<66>~<69>	1	天平15年経師等紙充帳(8-321~337)	
金光明寺写一切経所	24-151~160	ZK22(3)	2	空	端継を利用。大日古「写一切経充紙帳」
金光明寺写一切経所	8-321~337	ZZ35-2<1>~<72>	2	<66>~<69>裏。天平14年写経料紙進送注文(24-162)	端継を利用。実際の充紙記録は14年9月以降。奥に「十五年十月八日」の日付。
金光明寺写一切経所 (→皇后宮職)	8-66~67	ZZ17-3<11>	1	なし	
金光明寺写一切経所	8-110~116	ZZ28-3<1>~<5>	2	経師上日帳(8-127~130)	端裏「以天平十四年七月廿四日充装潢并本経紙充」とあり。紙背の上日帳は天平八年十月、十一月のものと考えられる。
金光明寺写一切経所	8-116~126	ZZ28-3<6>~<16>	2	天平9年写一切経充装潢帳(24-53~58)	端裏「天平十四年七月廿四日充装潢并本経紙」とあり。
金光明寺写一切経所	2-313	ZB7③	1	なし	「金光明寺」の初見史料
金光明寺写一切経所	8-131~132	ZZ14-4<5>	1	なし	端裏「欠経」
金光明寺写一切経所 (→般若寺三綱所)	24-201~202	ZZ15-2<15>裏	1	天平20年「第四櫃奉出経帳」(24-168~169)	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
12	2	天平14	写経所上申文	五月一日経・千手経	筆墨申請
12	3	天平14. 5. 23作成	写経所上申文	五月一日経	筆墨申請
13		天平14. 3. 29作成	写経巻数注文	五月一日経	写経巻数記録
14		天平14. 3. 29作成	写経所装潢紙注文	五月一日経・千手経	装潢紙数記録
15		天平14. 4. 29作成	装潢所解	五月一日経・千手経	装潢上紙数報告
16		天平14. 5. 1～7. 29	写経料紙進送注文	五月一日経・千手経	写経料紙進送注文
17		天平14. 5. 1～7. 13	写経料紙進送注文	五月一日経・千手経	写経料紙進送注文
18		天平14. 5. 1～11. 2	写経料紙進送注文	五月一日経・千手経	写経料紙進送注文
19		天平14. 5. 1～8. 27	一切経并千手経充紙帳	五月一日経・千手経	充紙帳
20		天平14. 5～天平15. 6	一切経并千手経充紙帳	五月一日経・千手経	充紙帳
21		天平14. 6. 21作成	写経巻数筆墨注文	五月一日経・千手経	写経巻数筆墨数報告
22		天平14. 7. 24～ 天平15. 4. 10	禅院本経充帳	五月一日経	充本帳・充紙帳
23		天平14. 8. 10～ 天平15. 9. 7	充装潢帳	五月一日経	充装潢帳(題)
24		天平14. 10. 3作成	金光明寺写経所牒案		経巻奉請
25		天平14. 10. 22作成	闕経目録	五月一日経	闕経目録
26		(天平14年)	納櫃一切経巻帙注文	五月一日経	納櫃経巻目録

発信・作成→受信	大日古	巻帙	次	他の利用	備考
金光明寺写一切経所	2-322~323	ZK26	1	なし	目録「納櫃経巻目録」とする。
写経所	25-163~165	ZZ15-2<11>	1	なし	鉤型合点あり。
写経所	24-165~168	ZZ15-2<12>~ <14>	1	なし	鉤型合点あり。「三櫃」を「四」に訂正す。天平17年5月21日の検定あり。
写経所	24-168~169	ZZ15-2<15>	2	(天平14年)「納櫃一切経巻帙注文」(24-201~202)	鉤型合点あり。
写経所	24-169~170	ZZ15-2<16>	1	なし	鉤型合点あり。
写経所	24-170~174	ZZ15-3-<1>~ <3>	1	なし	端裏「五」。天平17年5月21日の検定あり。
写経所	1. 24-407~409、 2. 24-174~177 3. 3-260~261	1. S35①裏, 2. ZZ15-3<4>~<8> 3. ZB47⑥裏	2	1. 天平10年播磨国郡稲帳(2-150~151) 3. 天平20年志斐万呂過徴物注文(3-110)	
写経所	24-177~184	ZZ15-3<9>~ <14>	1	なし	端裏「第六櫃」。天平17年5月21日の検定あり。
写経所	24-185~187	ZZ15-3<15>	1	なし	追筆「右第六櫃」
写経所	24-187	ZZ15-3<16>	1	なし	
写経所	24-188~193	ZZ15-3<17>~ <18>	1	あり	記述は紙背にまたがる。天平17年5月21日の検定あり。
写経所	24-194~196	ZZ15-3<19>	1	なし	天平17年5月21日の検定あり。
写経所	24-197	ZZ15-3<20>	1	なし	奥裏「十一櫃内合百卅巻 帙十三巻」
写経所	24-197~198	ZZ15-3<21>	1	なし	紙背「筆納」
写経所	24-199	ZZ15-3<22>	1	なし	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書機能
27		天平14.12.13作成	一切経納櫃目録	五月一日経	納櫃経巻目録
28		天平20.正.4~9.22	第三櫃納本経櫃盛文	-	納本経目録
29	1	天平14.12.13~天平勝宝 2.2.14.	第四櫃本経検定并出入帳	-	経巻出入検注帳
29	2	天平20.8.29~10.7	第四櫃奉出経帳	-	経巻出入検注帳
29	3	-	第四櫃納新写櫃盛文	-	納本経目録
30	1	天平14.12.13~天平 20.3.24	第五櫃本経検定并出入帳	-	経巻出入検注帳
30	2	-	(第五櫃力) 本経出入帳	-	経巻出入検注帳
31	1	天平14.12.13~天平勝宝 2.5.2	第六櫃本経検定并出入帳	-	経巻出入検注帳
31	2	-	納本経櫃盛文	-	納本経目録
32	1	天平14.12.12作成	第八櫃本経検定注文	-	経巻検定注文
32	2	天平14.12.13~天平勝宝 元.8.4	第八櫃本経検定并出入帳	-	経巻出入検注帳
33	1	天平14.12.13~天平 18.4.3	第十一櫃本経検定并出入 帳	-	経巻出入検注帳
33	2	天平18.6.2	第十一櫃小乗律目録	-	納本経目録
33	3	天平20.2.5	第十一櫃納経目録	-	納本経目録
34		天平17.5.21~天平勝宝 2.7.10	第十二櫃本経検定并出入 帳	-	経巻出入検注帳

経巻検定出入帳にみられるこうした記載様式は、さきにあげた木簡の記載様式とほぼ同じである。このことから、経巻出入帳の作成の段階として、代本板としての木簡が存在していたことが十分考えられる。東野氏も指摘するように、おそらく櫃から経巻を出す際に右にあげたような形態・記載様式をもつ代本板が作られ、経巻が貸し出されている間、櫃の中に収められたと思われる。そしてこうした木簡(代本板)の記載をほぼ転写する形で、出入帳に貸出記録が書かれたのであろう。

参考文献

- 石上英一「集合文書と文書集合」〔古代中世史料学研究 上巻〕吉川弘文館、一九九八年
- 大平聡「写経所手実論序説」〔古代中世史料学研究 上巻〕吉川弘文館、一九九八年
- 大平聡『正倉院文書と古写経の研究による奈良時代政治史の検討』科研報告書、一九九五年
- 榮原永遠男「天平十三〜十五年における千手経一〇〇〇巻の書写(上)(下)」〔人文研究〕三六―九、一九八四年、三七―九、一九八五年
- 榮原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」〔日本政治社会史研究〕上、一九八四年
- 東野治之「正倉院伝世木簡の筆者について」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年
- 皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」〔日本古代史論集〕上、一九六二年

四 写経事業および写経機構の概観

天平十五年は、奈良時代の写経事業を考えるうえで的一大画期であり、いくつもの大きな写経事業が企画され、実行に移されている。まず、第一に想起されるのは、再開された五月一日経書写（宮一切経、常写、常疏、または、内写）であるが、その他にも、一切経関連では、大官一切経（のちに先一切経とも称される）書写が挙げられるし、また、常写に対比される間写（外写）や、私願経の主要なものとしての、玄昉発願による五十部法華経（僧正法花）書写なども忘れてはならない。そこで、まず、個々の写経事業について概括してみたい。

光明皇后所願の五月一日経は、天平十四年十二月以前は開元釈教録に基づいて経律論集伝の書写がなされてきたのであるが、十五年五月一日に再開された時点より、それ以外の章疏・別生等をも書写するという新たな方針に転換した。これは、当時入手し得る様々な経典を五月一日経の名のもとに統合することを意味しており、一切経の性格においても非常に大きな変化であったといえる（栄原論文参照）。天平十五年より史料にみえる写疏所という写経機関名も、この方針転換に応じて案出されたのであり、章疏等の書写の場、そして、事務処理の場として史料にあらわれている。

具体的に天平十五年に書写された経巻は、十二月二十九日に作成された写疏所解案（〇五七—〇〇一）によれば、毘尼律二巻、法花玄讚第四、九巻、法花撰釈一部四巻、清涼山伝二巻、抄小乗論一巻、通行二巻、大毘婆沙論文義次第一巻、僧施文一巻、坐禪止観要門一巻、三障懺悔経二巻、毘尼録一巻、毘尼心一巻、結道場文、西方法事讚文一

巻、宗法師章一部四巻などであったことが知られる。これらが、どの時期にいかなる作業過程にあったのかは、充紙帳、充裝潢帳、充本帳、告朔解等によって、かなりの部分が判明する。それによれば、経師への充紙が本格化したのは、六月中旬以降で、年内に裝潢による装丁が完成している。

一方、間写とは、天平十五年からあらわれる用語であるが、常写（五月一日経）に並行して、さまざまな目的でなされた臨時の写経である。その用語としての対応関係から窺知しうる如く、常写と間写は事業としても即応関係にあった。具体的には、間写については独自の写経機関が設置されることはなく、常写とともに写疏所による管理と写疏所における書写を原則としたことが知られている。よって、事務管理の帳簿などは別個の場合が多い（ただし、本経の収納・返送の記録（〇一四）・（〇一五）、筆墨の収納（〇一〇）などは同一の帳簿による）が、上級官司である金光明寺造仏所への作業報告などについては、明確に区別されながらも、写疏所（もしくは、写経所）の発信する、常写と同一の文書でなされる場合が多かった。また、本経（底本）の収納や経師への充紙等も常写の再開にあわせて開始されるなど、その親近性は非常に高い。さらに、大平聡氏が四部律抄について考察された結果からも分かるように、常写として開始された経巻書写が間写の中に吸収されている例なども存する（大平B論文参照）。ここで、再度、先の写疏所解案（〇五七—〇〇一）を検ずると、間写では、四部律抄一部六巻ずつが二部、法花玄讚第一、四、五巻、毘尼律一部三巻、弁中辺論一部三巻、起信論疏一部二巻、梵網経疏一部二巻が、天平十五年中に書写されたことが知られる。

ちなみに、五月一日経関係の帳簿はもちろんのこと、間写の帳簿も

実際に五月から作成の始まるものが多い。また、本来の作成日は別として、「天平十五年五月」という書込みが冒頭になされる場合もあった。例えば、「〇四九」は間写書料紙収納帳の草案だが、「天平十五年十月」という冒頭記載が「天平十五年五月」に書き改められている。また、間校帳「〇一七」は実際には天平十六年三月の作成と考えられるが、「天平十五年五月」と冒頭に記載されている。ここからも、天平十五年五月という区切は、以後数年間にわたって継続していく写経事業の中でも特別な時期として認識されていたことが分かる。

次に、大官一切経について言及する。大官一切経書写事業は聖武天皇の発願によると推測されるが、この年の四月一日から開始され、十二月に一旦中断されている。そして、平城遷都後の天平一八年正月（七四六）に再開され（再開後は、先写一切経と称される）、天平二十年正月に終了した。本経としては、薬師寺などから借り受けた経巻を使用した場合もあったが、主に五月一日経が用いられた。五月一日経は、前年十二月から櫃に収納して管理されるようになっていたが、それもこのように本経として利用するための処置と考えられる。

さて、大官一切経書写事業は、上記の写疏所におけるそれとは、ある程度独立して運営されており、主な書写の場が「堂」という写疏所とは別の空間であったことも、既に渡辺晃宏氏によって指摘されている。ただし、「堂」のみでなく、写疏所においても書写はなされていたようである（後述）。

大官一切経書写事業に関しては史料自体の残りが非常に悪く、九月までの告朔解案、料紙堂上帳、筆墨充帳などが残存するに過ぎない。よって、その全体像を正確に把握するのは困難であるが、おおまかな進捗状況は大官一切経料紙堂上帳（〇〇九）などにより窺うことがで

きる。すなわち、料紙堂上帳とは、書写の場である「堂」への写経用紙の送付を記録した帳簿であって、ほぼ一ヶ月ごとに送付された用紙数が集計されているので（十一月分は一回の上紙で、十二月に合算されている）、その書写のペースを推測することが可能なのである。それによれば、四月は九十八巻、五月は八十巻、六月は七十一巻、七月は九十巻、八月は百四十九巻、九月は百二十巻、十月は四十一巻、十一月・十二月は合わせて四十四巻が写経所本体から「堂」に送られている。すなわち、まず、四月から順調に書写が進んでいたようであるが、八月以降は「堂」に送られる用紙の数が急増しており、書写のペースが更に上がったものとみられる。そして、十月からは用紙の供給は抑えられ始めており、十二月の中断へとつながっていく。天平十五年における大官一切経書写のあり方は、ほぼ以上のようにまとめられる。

天平十五年の私願経のなかで最も大規模なのは、玄昉所願の五十部法華経である。全体では四百巻にもほる経巻が、八月から十二月にかけて書写されている。玄昉の唐からの帰朝は天平七年（七三五）であるが、五十部法華経の本経とされたのは、その玄昉が唐から将来した法華経であり、料紙の一部には、十五年四月に終了した千手経書写事業の残紙が転用されていた（〇四〇）。事務的な処理は「写法花経所」という独自の写経機関によって担われており、告朔解（〇四四）なども「写法花所」の名で発信されている。ただ、本経の出納、筆墨やその他雑物の申請・収納などは、写疏所、または写経所が五月一日経書写、間写のそれと合わせて処理している。つまり、外部との物資のやりとりについては、主に写経所本体がまとめて処理していたといえる。なお、五十部法華経書写事業の帳簿自体の残りは非常に良好で

ある。

書写の場としては、写疏所を中心とするが、部分的には大官一切経書写の場とされる「堂」においても作業がなされていた。それは、五十部法華経并法華撰釈経師等手実帳（一〇二六）には、「堂」への用紙の送付を示すと思われる「上」という異筆の書込みがある手実がみられ、それらの経師は写疏所の作成による五十部法華経の帳簿によって十分に把握されていないこと、また、五十部法華経并法華撰釈等充紙帳（一〇二二）、及び料紙収納帳（一〇四二）にはそれぞれ堂上された紙に関する一括記載が存すること、更には、五十部法華経料の筆墨の充当が大官一切経筆墨充帳案（一〇〇八）によっても管理されていたことなどにより、明らかである。

以上が五十部法華経書写事業の概略だが、私願経ながら告朔解が作成されていたこと、さらには、体系的な帳簿処理がなされていたこと等から、その準公的な性格も注目されている。

さて、上記のような活発な活動は、整備の進展した写経機構によって担われていた。写経所は、前年の天平十四年に福寿寺写経所から金光明寺写経所へと名称の変更を行っていたが、金光明寺写経所としての本格的な活動開始は、天平十五年における、これらの写経事業への着手からである。そして、史料を検ずると、上記のように、写経事業毎にそれに対応する写経機関の名が散見されるのである。以下、それらについて若干検討を加える。

まず、写疏所は、主として章疏を書写する段階に至った五月一日経のための部局であったが、間写、五十部法華経書写事業に関する文書・帳簿の作成主体としても史料上にあらわれている。一方、「写法花経所」（一〇四四）、（一〇五一）は、当然の如く、五十部法華経書写に

関する文書・帳簿にしかその名はみえないのであって、写疏所と同一レベルの写経機関として扱うことはできない。また、大官一切経事業を管理する機関の名は「写官一切経所」であって、これも大官一切経書写という単一の事業に関する帳簿・文書のみを作成しているという点では「写法花経所」と同一である。ただし、五十部法華経書写事業と異なるのは、写疏所が五十部法華経関連文書の作成主体となる場合があったのに対して、大官一切経事業について扱った文書（一〇二七—一〇〇二）は、写疏所ではなく写経所の名で出されていることである。

以上のような方からすれば、写経機構にも上下の秩序があつて、写経所という写経機関の内部に、部局としての写疏所・写大官一切経所が並立し、写疏所の下に写法花所が位置付けられるという想定も可能であろう。ただ、同じような内容の文書・帳簿が、写経所の名で出される場合と、写疏所の名で出される場合があつて、それが画然と分けられないという点や、写経所の案主と写疏所の案主が実体として重なる点などからすれば、写経所と写疏所とは事務処理を行う主体は同一であつたと考えられる。そして、文書作成で発信元を記す場合などにおいて、大官一切経関連の処理までも含んだ形で総括するときには写経所の名が用いられ、その他の場合は案主の判断に委ねられるという状態であつたと推測できるのである。

さて、写経機構について考察する際に触れねばならないのは、それぞれの事業に付随して事務統括を行っていた案主についてである。写疏所での五月一日経や間写、五十部法華経の書写に関しては阿刀酒主が、大官一切経については辛国入成がそれぞれ担当していたことは既に指摘されている。ただし、より詳細に検討すると、五月一日経と間

写の充本帳（〇三三二）、（〇三三四）、常疏料紙収納帳（〇三三一）等では、人成が案主として勘知している例もみられる。また、十一月末以降の五十部法華經事業に関しては、酒主から人成へと案主の交替がなされていたようである（五十部法華經の手実帳（〇二二八）、布施充帳（〇四七）、充装演帳（〇五三）等による）。つまり、写經所内部におけるそれぞれの分担は確立していたが、大官一切經書写事業の案主は写經所本体の事務にも関与する場合の存したことが知られるのである。

ついで、写經機関と書写の場との関係について考察する。書写の場に関する議論において注目すべきは、写疏所はあくまで写經機構であつて、書写の場であるかのような扱いをするのは誤りであるといふ山下有美氏の意見である。これはもつともな見解であつて、確かに写疏所は一義的には写經機構である。しかしながら、写疏所を書写の場として認識しうるような史料も存在する。それは、写大官一切經所告朔解案（〇二五—〇〇一）であつて、その中には、大官一切經料の机三十前のうち、二十六前を「堂」、十前を「写疏所」に充てるといふ記載がみられるのである。「写疏所」に充てられたのはあくまで大官一切經の事務処理を行うための机であると考えれば、山下氏の見解に沿うのであろうが、やはり、そのような区別は認められず、同じく写經用の机であつたと考えられるのではないか。そうだとすれば、写疏所は写經機関の名であると共に、「堂」に対比されるような書写の場としても認識されていたといふことができよう。更に、山下氏は、「堂」といふのは書写の場として一般的に用いられる言葉であつて、写疏所にも別に堂はあつたとされるが、「堂」というだけで大官一切經所の書写の場を示しえたことからすれば、そのような想定はなりたないものと考えられる。

それでは、具体的な書写の場について検討していこう。まず、一般的な傾向としては、五月一日經、問写の書写は主に写疏所において、一方、大官一切經は「堂」と称される場において、それぞれの書写が行われていた。ただし、両者が画然と分かれていたと断定することもできない。まず、大官一切經書写は「堂」だけでなく、写疏所でも書写されていたと考えられるのである。それは、大官一切經所の告朔解の原資料であつた写經所告朔解草案継文（〇二七）が、二つの異なる場での書写に関する記録をまとめたものと考えられること（目録補注参照）、また、先述の通り、写大官一切經所告朔解案（〇二五—〇〇一）にみえる大官一切經料の机の一部が写疏所にも充てられていることなどからの推定である。そして、五月一日經についても筆墨充帳や充紙帳が二つのグループに分けられることから、異なる場で書写が行われた可能性も想定できる。最後に、五十部法華經の書写の場に関してであるが、従来指摘されているように、写疏所を主体としながら、「堂」でも書写されていたといえる。以上、写經事業それぞれの書写の場を概観したが、事業毎に単一の場における書写を原則とするといふよりは、中心とする場はあるものの、各々の書写の場における経師の配置に応じて分散的に書写が行われるような状況にあつたのではなからうか。そして、その経師の配置は、写經事業毎の進展状況に応じて変化するものであつたが、次はその経師の移動について、先学の研究成果に導かれつつ考察してみたい。

まず、大官一切經書写の始まつた四月から、大官一切經に関する告朔解案（〇二五—〇〇一）・（〇二八—〇〇一）の作成される七月末日以前の状況だが、渡辺氏はその告朔解案にみえる三十九人の経師への、五月一日經・問写料の充紙状況などから、大官一切經書写事業の開始

にともなつて、ほとんどの経師が「堂」に動員されたとされている。しかし、先掲の写経所告朔解草案継文（〇二七）をみれば、「堂」ばかりでなく、写経所でも大官一切経書写がなされていて、かなりの数（十七人）の経師が写経所に残っていたと考えられるので（目録補注参照）、渡辺氏の想定には従えない。

また、写経所において五十部法華経書写が始まる八月には、逆に「堂」から写経所への経師の移動が始まるとされるが、堂上帳（〇〇九）によれば、大官一切経書写のために「堂」に送られた料紙の数は八・九月にはピークを迎えており、写経所へのシフトがそう容易になされたとも考え難い。大官一切経書写に関する八・九月の告朔解案（〇二五—〇二二）にみえる三十七人の経師のうち、五十部法華経・五月一日経・間写料紙のいずれかを充当されたのは、角惠万呂・雀部嶋足・委文公麻呂・己知蟻石・檜前家麻呂・大原首麻呂であるが、写経所告朔解草案継文（〇二七）における七月以前の状況を考えると、「堂」で書写にあつてゐたのは、角惠万呂・委文公麻呂・己知蟻石・大原首麻呂の四人であつたと推測できる。そのうち、角惠万呂・委文公麻呂・己知蟻石には写経料筆墨充帳（〇一二）より、写経料の筆墨充当が始まるので、「堂」から写経所への移動を想定できるが、それほど多い人数ではない。また、民屯麻呂などはそれ以前の七月下旬には写経所へ移つてきたようであるが、それを含めても、それほど大きな動きであつたとは評価できない。

結局、五十部法華経書写のための「堂」から写経所への経師の移動は、天平十五年十月に一気に進展した事態であつたと考えられる。そのことは、堂上帳より十月以降の大官一切経書写が著しい失速状態にあつたと判断できること、五十部法華経并法華撰釈等充紙帳（〇二

二）より、このころ五十部法華経書写の用紙が本格的に充当され始めた状況が分かること、写経料筆墨充帳（〇一二）より、十月からは写経料の筆墨充当が、それまで「堂」で大官一切経料の筆墨を支給されていた経師に対しても行われたとしうるなどから認められる。なお、五十部法華経并法華撰釈等充紙帳（〇二二）には、十月二十六日から十一月二十五日にかけての「堂」への用紙送付記録が存しており、小規模ながら、十月以降の「堂」においても五十部法華経の書写が行われていたと知り得る。また、七月以前に写経所にいたと考えられる経師（呉原生人・古頼小僧・建部広足・茨田久治麻呂・山辺花麻呂）の十一月の手実に「上」とあつて、彼らの「堂」への移動もあつたようであり、写経所と「堂」との間での経師の移動は複雑な様相を呈している。

次に、事務処理が個々の書写の場に付随してなされていたのか、すなわち、写経所同様、「堂」にも案主が常駐して大官一切経関連事務の統括を行つていたのかどうかという点について考察してみたい。この件に関しては、渡辺晃宏氏が大官一切経の關係帳簿類に二次利用された文書について検討を加え、これらが他の写経事業の關係帳簿類には二次利用されていないこと等から、大官一切経書写の場が独立していたと同時に、関連事務も「堂」において孤立して処理されていたとする見解を述べておられる。そして、大官一切経關係の帳簿の残存状況が悪いのも、事務処理の場が分離していたためと理解されている（渡辺 A・B 論文）。

これに対して、山下有美氏は作業場である「堂」を写経機関としても認識するのは問題があるとして、案主による事務処理までもが「堂」で行われていたとする想定を否定される。果たして、どちらが

穏当な見解なのであろうか。まず、先述の通り、大官一切経は「堂」ばかりでなく、写疏所でも書写作業がなされていたと考えられることを確認しておきたい。渡辺氏が「堂」における事務処理を想定されているのは、大官一切経が「堂」においてのみ書写されているという認識に基づいているので、写経所（写疏所）本体における書写が認められるならば、自ずから状況は変わってくるであろう。さらに、その根拠となる、前掲の写経所告朔解草案継文〔〇二七〕について検討すれば、その前半部、すなわち、写疏所での大官一切経の書写についてまとめられた部分（写経所解案〔一〇〇一〕）は解という形式をとっているのに対し、後半部の「堂」での書写について記した部分（大官一切経所行事注文〔一〇〇二〕）は文書としての体を成していないこと、また、その前半部の写経所解案〔一〇〇一〕に署名している案主が辛国人成らであること、そして、この継文が共に大宝二年の御野国味峰間郡春部里戸籍の紙背を利用して作成されていること等が分かる。以上の検討結果を総合すれば、大官一切経に関しても写経所本体で事務処理が行われていたと考えた方がよいのかもしれない。そうであるならば、先述のように、辛国人成が写疏所における他の写経事業関連の文書にも案主として登場するという事態も、容易に説明がつく。

それでは、渡辺氏の言われる、大官一切経関連帳簿の一次文書が他の写経事業の一次文書から遊離しているという点については如何であるか。ここで、天平十五年に二次利用された文書・帳簿類を概観してみよう。まず、正税帳、戸籍、計帳等の律令公文が写経所の本格的活動の開始に伴って二次利用されるようになる。具体的には、大宝二年御野国味峰間郡春部里戸籍（天平十五年四月より、大官一切経筆墨充帳案〔〇〇八〕、写経所解草案〔〇二七—〇〇一〕、大官一切経所行

事注文〔〇二七—〇〇二〕、写大官一切経所解案〔〇二八—〇〇二〕、大官一切経所解案〔〇二八—〇〇一〕として二次利用、大宝二年御野国各務郡中里戸籍（天平十五年七月より間校帳〔〇一七〕として二次利用）、天平五年右京計帳手実（天平十五年十月より、五十部法華經写畢卷数勘定帳〔〇三七〕、写経所解〔〇四〇〕、呉原生人手実〔〇二六—〇三〇〕）（以上すべて五十部法華經書写事業関連）として二次利用）、天平九年和泉監正税帳（天平十五年十二月より、写経所解案〔〇五七—〇〇一〕）として二次利用、天平十一年伊豆国正税帳（天平十五年七月より、写官経所解案〔〇二五—〇〇二〕、写大官一切経所告朔解案〔〇二五—〇〇一〕）として二次利用、天平十一年出雲国大税賑給歴名帳（天平十五年五月より、写疏料筆墨充帳〔〇一一〕、律論疏集伝等本收納并返送帳〔〇一五〕）として二次利用）などが挙げられる。その他、天平十四年十一月から天平十五年一月に作成された優婆塞貢進文や、天平六年五月の造仏所作物帳が、様々な帳簿に二次利用されている（造仏所作物帳の復原に関しては、福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」〔『東洋美術』一七、一九三三。のち、同著『日本建築史の研究』桑名文星堂、一九四三所収）、渡辺A論文参照）。この中で、天平五年右京計帳手実に注目すると、五十部法華經関連文書・帳簿にしか二次利用されていないことが分かる。それを考慮すれば、一つの写経事業に二次利用された文書が、他の写経事業の二次利用に供されることがないという事態は特別なものではなく、それぞれの写経事業の事務処理に用いる用紙が案主の手許において区別されていたために生じたと考えればよいのではないか。やはり、それを「堂」での事務処理に直結させるのは早計であるような気がする。以上、天平十五年の金光明寺写経所における写経事業について大ま

かな動向をみてきた。天平十五年は政治的にも大きな動きのあった年であり、十月十五日に聖武天皇が紫香樂宮において盧舍那大仏建立の詔を発したことや、十二月に平城宮の大極殿が恭仁へ移築されたことなども、写経事業の展開と大きな関連を有するものと考えられるが、その検討については今後の課題としたい。

〔参考文献〕

石上英一「集合文書と文書集合」(『古代中世史科学研究 上巻』吉川弘文館、一九九八)

一九九八)

大平聡「御野国戸籍の史的検討―写経所文書からの考察―」(『史学雑誌』

九四―一〇、一九八五。本文中では大平A論文)

同「皇太子阿倍の写経発願」(『千葉史学』一〇、一九八七。本文中では大

平B論文)

同「写経所手実論序説」(『古代中世史科学研究 上巻』吉川弘文館、一九

九八。本文中では大平C論文)

栄原水遠男「北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」(虎尾俊哉編『律令国家

の政務と儀礼』吉川弘文館、一九九五)

鷺森浩幸「玄昉発願法華経・法華撰釈の書写について」(『続日本紀研究』二

五五、一九八八)

杉本一樹「計帳歴名」の京進について」(奈良古代史談話会編『奈良古代史

論集』一、一九八五)

春名宏昭「先写一切経(再開後)について」(正倉院文書研究会編『正倉院文

書研究』3、吉川弘文館、一九九五)

皆川完一「光明皇后願五月一日経の書写について」(『日本古文书学論集』3、

吉川弘文館、一九八八、初出は一九六二)

山下有美「正倉院文書と写経所の研究」(吉川弘文館、一九九九)

渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」(弘前大学 国史研究』八一、一九

八六。本文中では、渡辺A論文)

同「金光明寺写経所の研究―写経機構の変遷を中心に―」(『史学雑誌』九

六一八、一九八七。本文中では渡辺B論文)

所 在	紙の 利用	他の利用	備 考
ZZ3ノ2<7>	一次		付箋「三」、「五帙六巻」あり。
ZZ16ノ4<4>	一次		付箋「四ノ上」・「卅九ノ十五」あり。
ZZ14ノ6<2>裏～<1>裏	一次		
ZZ16ノ4<3>	一次		
ZZ16ノ4<5>	一次		付箋「四ノ□」・「廿帙五巻」あり。端裏「大寶積経第十帙」(『大日古』は「積」を「請」と誤る)。
ZZ16ノ4<6>～<7>	一次		
ZZ16ノ4<6>	一次		付箋「卅ノ六」あり。[-002]と同一紙上にあり。
ZZ16ノ4<6>～<7>	一次		[-001]と同一紙上にあり。
ZZ42ノ2<10>	二次	一次 装潢所解案 天平14.12.6 二四202～203	
Z4①裏、S22①裏	二次	一次 御野国味峰間郡春部里戸籍 大宝2 一1～7、15～21	S22①裏の左端にはかなりの余白あり。もと連続する一紙で完結していたもの。春名論文に言及あり。
ZZ2ノ2<1>～<8>	一次	二次 写経料紙充裝潢帳 天平勝宝元12.10～天平勝宝5.正一〇96～101	付箋「一」あり。
Z34③裏、(接続カ) Z33①裏、S17③裏	二次	一次 造仏所作物帳案 天平6.5.1～ 一576～577、560～561、駿河国正税帳 天平9 二70～71	
ZZ35ノ3<3>、<4>、<5>、<6>～<9>、S31②(1)裏、(中間欠テ接続カ) Z32④裏、S31②(2)裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1～ 二四29、校経注文 二四259～260、24～29、出雲国大税賑給歴名帳 天平11 二208～209、造仏所作物帳 天平6.5.1～ 一556～557、出雲国大税賑給歴名帳 二209～214	Z32<6>紙背には「今之間不被奉送仍<付>事<状>具注頭／或在未了或在既了依此奉(「奉」を抹消して「加」)新写奉送 謹啓」「無名曰有余」、S31<6>紙背には「者充充／者故故／捨金／捨仏身名／名名名名／名名名名名名／同国金へ」、S31<7>紙背には「千二百五十三」の文字(未収)あり。
Z33⑦裏、ZZ32ノ5<6>、(接続カ) Z33⑥裏、(接続カ) ⑧裏、ZZ32ノ5<3>、(接続カ) Z33②裏、(接続カ) ZZ32ノ5<4>、(接続カ) Z33③裏、(接続カ) ⑩裏、Z34②裏、S31①裏、(接続カ) Z33②裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1～ 一563～564、一六279、一563～564、561～562、564、574～576、出雲国大税賑給歴名帳 天平11 二201～208、造仏所作物帳 天平6.5.1～ 一565～566	ZZ32ノ5<3>に付箋「第二」、「廿□」、ZZ32ノ5<4>に付箋「第三」、「廿四ノ四」あり。

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能	作成または発信→ 受信	大日本古文書
001	写一切経所解	天平15.正.9	五月一日経	調紙用残報告	金光明寺写経所 →金光明寺造仏所	八163～164
002	還経目録	天平15.3.3	五月一日経	還経目録	金光明寺写経所	八166～167
003	写了内闕経并未正経目録	(天平15.3.9以前作成)	五月一日経	経巻目録	金光明寺写経所	二四206～209
004	請経注文	天平15.3.11	五月一日経	請経記録	金光明寺写経所	八165～166
005	請経注文	(天平15.4.1以降)	大官一切経	請経記録	金光明寺写経所	八167
006	請経文案	天平15.7.21以前 ～天平16.6.29	五月一日経、 五十部法華経	請経	金光明寺写経所	八167～168
-001	写経所啓草案	天平15.7.21以前	五月一日経、 五十部法華経	請経	金光明寺写経所	八167
-002	請経状草案	天平16.6.29		請経	金光明寺写経所 (→慈訓)	八168
007	装潢受経帳	天平15.3.23～ 天平15.10.12	五月一日経	装潢の経巻 受領記録	装潢所	八170
008	大官一切経筆 墨充帳案	天平15.4.1～ 天平20.2.18	大官一切経、 五十部法華 経、間写	筆墨充帳	金光明寺写経所	八179～183、二四 307～311
009	大官一切経料 紙堂上帳	天平15.4.1～ 天平19.10.1	大官一切経	料紙堂上帳	金光明寺写経所	八171～178
010	写疏料筆墨納 帳	天平15.5.1～ 天平18.2.8	五月一日経、 間写、五十 部法華経	筆墨受納記 録	金光明寺写経所	八183～185、399 ～401、401～402
011	間紙充帳	天平15.5.12～ 天平17.5	間写	充紙帳	金光明寺写経所	八390～399、411、 416、408～410
012	写疏料筆墨充 帳	天平15.5.18～ 天平感宝元.6.18	五月一日経、 五十部法華 経	筆墨充帳	金光明寺写経所	八273～274、48、 274、273、47、276 ～277、47、276、 272～273、277～ 283、272

ZZ1ノ3<1>~<47>			
ZZ1ノ3<1>	一次		
ZZ1ノ3<2>	一次		裏に「卍」の文字(未収)。
ZZ1ノ3<3>	一次		
ZZ1ノ3<4>	一次		
ZZ1ノ3<5>	一次		
ZZ1ノ3<6>	一次		
ZZ1ノ3<7>	一次		
ZZ1ノ3<8>	一次		奥裏に「十二」(未収)という文字あり。
ZZ1ノ3<9>	一次		左奥上に「十三帙□(六カ)巻□□」という文字(未収)。
ZZ1ノ3<10>~<11>	一次		
ZZ1ノ3<12>~<13>	一次		ZZ1ノ3<12>裏に端裏「常手実 十五年十二月以往」あり。
ZZ1ノ3<14>	一次		
ZZ1ノ3<15>~<16>	一次		端裏「宮疏手実 経師九月以往 / 二交正了」あり。
ZZ1ノ3<17>	一次		
ZZ1ノ3<18>	一次		
ZZ1ノ3<19>	一次		奥裏「常疏経師手実 十五年九月以往」あり。奥の「不合」以下の文字はZZ1ノ3<20>との間にまたがって記されている。
ZZ1ノ3<20>~<21>	一次		ZZ1ノ3<20>端裏に「余馬甘反上<三枚>」との記載あり。
ZZ1ノ3<22>	一次		
ZZ1ノ3<23>~<24>	一次		ZZ1ノ3<23>端裏に「常疏校生手実<九月以往>」あり。
ZZ1ノ3<25>	一次		
ZZ1ノ3<26>	一次		〔-22〕とは同一紙上に記載。

013	常・間写経師等手実帳	天平15.5.25～天平15.12.17	五月一日経・間写	手実帳	金光明寺写経所	
-001	田辺道主手実	天平15.6.16	五月一日経	勘経手実	田辺道主→金光明寺写経所	八196～197
-002	君子真吉手実	未詳	五月一日経	校生手実	君子真吉→金光明寺写経所	八197
-003	民屯磨手実	天平15.5.25	五月一日経	校生手実	民屯磨→金光明寺写経所	八197
-004	田辺当成手実	天平15.6.16	五月一日経	勘経手実	田辺当成→金光明寺写経所	八197～198
-005	尾張少土手実	未詳	五月一日経	校生手実	尾張少土→金光明寺写経所	八198
-006	檜前麻呂手実	天平15.6.16	五月一日経	校生手実	檜前麻呂→金光明寺写経所	八198～199
-007	藪部広公手実	天平15.12.18	五月一日経	装潢手実	藪部広公→金光明寺写経所	八375～376
-008	田辺当成手実	天平15.12.14	五月一日経	校生(勘経)手実	田辺当成→金光明寺写経所	八256
-009	川原人成手実	天平15.12.14	五月一日経	校生手実	川原人成→金光明寺写経所	八256～257
-010	村主五百国手実	天平15.12.14	五月一日経	校生手実	村主五百国→金光明寺写経所	八257
-011	櫛井馬養手実	天平15.12.15	五月一日経	経師手実	櫛井馬養→金光明寺写経所	八257
-012	大鳥祖足手実	天平15.12.14	五月一日経	経師手実	大鳥祖足→金光明寺写経所	八257～258
-013	大友小田次手実	天平15.9.29	五月一日経	経師手実	大友小田次→金光明寺写経所	八258
-014	余馬養手実	天平15.9.10	五月一日経	経師手実	余馬養→金光明寺写経所	八258～259
-015	杖子虫手実	天平15.7.29	五月一日経	経師手実	杖子虫→金光明寺写経所	八259
-016	難万君手実	天平15.9.20	五月一日経	経師手実	難万君→金光明寺写経所	八259
-017	布利秋田手実	天平15.12.14	五月一日経	経師手実	布利秋田→金光明寺写経所	八260
-018	已知蟻石手実	天平15.12.14	五月一日経	経師手実	已知蟻石→金光明寺写経所	八260
-019	檜前麻呂手実	天平15.9.28	五月一日経	校生手実	檜前麻呂→金光明寺写経所	八260～261
-020	川原人成手実	天平15.10.1	五月一日経	校生手実	川原人成→金光明寺写経所	八261～262
-021	石村鷹麻呂手実	天平15.10.14	五月一日経	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八262～263

ZZ1ノ3<26>	一次		〔-21〕とは同一紙上に記載。
ZZ1ノ3<27>	一次		裏に「宗法師 明四諦一卷用紙卅張／梵網經疏一卷用紙廿七枚／弁中辺論一卷十二張／合校奉用紙六十九張」との記載あり。
ZZ1ノ3<28>	一次		端裏「問手実<十五年十二月以往>」あり。
ZZ1ノ3<29>	二次	一次 優婆塞貢進文 天平14.12.13 八154	端裏「問經師手実<九月以往>」あり。
ZZ1ノ3<30>~<31>	一次		ZZ1ノ3<31>に異筆「未勘」の文字（未収）あり。裏・天地逆に「明是是是是」の文字（未収）あり。
ZZ1ノ3<32>	二次	一次 優婆塞貢進文 天平15.正 八164	
ZZ1ノ3<33>~<34>	一次		
ZZ1ノ3<35>	一次		
ZZ1ノ3<36>	一次		
ZZ1ノ3<37>	一次		
ZZ1ノ3<38>~<39>	一次		
ZZ1ノ3<40>	一次		
ZZ1ノ3<41>	二次？	一次 石村麿手実案 天平15 八268	「檢酒主」の文字は<42>にもかかる。
ZZ1ノ3<41>裏	一次	二次 檜前麻呂手実 天平15.12 八268	
ZZ1ノ3<42>	一次		端裏に「問校生手実<九月以往>」、奥裏天地逆に「十九枚忍男」（未収）の文字それぞれあり。
ZZ1ノ3<43>	一次		〔-037〕とは同一紙上にあり。
ZZ1ノ3<43>	一次		〔-036〕とは同一紙上にあり。
ZZ1ノ3<44>~<45>	二次	一次 優婆塞貢進文 天平15.正.9 八162	
ZZ1ノ3<45>	二次	一次 優婆塞貢進文 天平15.正.9 八162	〔-039〕一行目の文字は、〔-038〕と同一紙上に記されている。
ZZ1ノ3<46>	二次	一次 紀少鱗麻呂手実案 天平15.10.11 八350~351	端裏に「紀少鱗万呂（以上墨抹）法花玄三卷用百卅五張<白紙>並間写」（八351）とある。
ZZ1ノ3<46>裏	一次	二次 紀少鱗麻呂手実 天平15.10.15 八271	
ZZ1ノ3<47>	一次		

-022	石村鷹麻呂手実	天平15.10.15	五月一日経	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八263
-023	既母辛白麻呂手実	天平15.12.17	五月一日経	校生手実	既母辛白麻呂→金光明寺写経所	八263~264
-024	建部広足手実	天平15.12.10	間写	経師手実	建部広足→金光明寺写経所	八264
-025	建部広足手実	天平15.9.1	間写	経師手実	建部広足→金光明寺写経所	八264~265
-026	雀部嶋足手実	天平15.9.28	間写	経師手実	雀部嶋足→金光明寺写経所	八265
-027	大鳥高人手実	天平15.11.24	間写	経師手実	大鳥高人→金光明寺写経所	八265
-028	檜前家麻呂手実	天平15.11.19	間写	経師手実	檜前家麻呂→金光明寺写経所	八266
-029	已知蟻石手実	天平15.12.14	間写	経師手実	已知蟻石→金光明寺写経所	八266
-030	志紀久比万呂手実	天平15.12.14	間写	経師手実	志紀久比万呂→金光明寺写経所	八266~267
-031	錦部大名手実	天平15.12.14	間写	経師手実	錦部大名→金光明寺写経所	八267
-032	経師写経注文	天平15.12.15	間写	経師手実	金光明寺写経所	八267
-033	古神徳手実	天平15.12.16	間写	経師手実	古神徳→金光明寺写経所	八268
-034	檜前麻呂手実	天平15.12	間写	経師手実	檜前麻呂→金光明寺写経所	八268
-034a	石村鷹磨手実案	天平15	間写	校生手実	石村鷹磨(→金光明寺写経)	八268
-035	檜前磨手実	天平15.9.28	間写	校生手実	檜前磨→金光明寺写経所	八269
-036	村主五百国手実	天平15.10.11	間写	校生手実	村主五百国→金光明寺写経所	八269
-037	田辺道主手実	天平15.10.15	間写	校生手実	田辺道主→金光明寺写経所	八269~270
-038	石村鷹麻呂手実	天平15.10.14	間写	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八270
-039	石村鷹麻呂手実	天平15.10.14	間写	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八270~271
-040	紀少鯖万呂手実	天平15.10.15	間写	校生手実	紀少鯖万呂→金光明寺写経所	八271
-040a	紀少鯖麻呂手実案	天平15.10.11	間写	校生手実	紀少鯖麻呂(→金光明寺写経所)	八351~352
-041	既母辛白麻呂手実	天平15.12.17	間写	校生手実	既母辛白麻呂→金光明寺写経所	八271~272

Z34①裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ -571~574	第二紙裏に「巻巻 金拾 (最後二字逆文字)」、第一紙裏に「兩名」の文字 (共に未収) あり。[015] の草案。
S33①(2)裏、⑤裏、①(1)裏、S21⑩裏、Z8③裏、(中間欠テ接続カ) S1⑩裏	二次	一次 出雲国大税賑給歴名帳 天平11 二236~239、247、231~236、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍 養老5 -251~254、豊前国仲津郡丁里戸籍 大宝2 -191~192、大根申請継文 天平17 二468、三次 二部一切経経律論目録 宝龜三? 二十558~559	往来軸「常疏本納并返帳」(表裏同文)(中倉二二ノ五七号)がかつて付されていたか。
Z32①裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ -553~554	往来軸「間紙充帳」(表裏同文)(中倉二二ノ一七)がかつて付されていたか。
ZZ26ノ5<1>~<4>、S28⑩裏、S26②裏、ZZ26ノ5<6>~<24>	二次	一次 中宮職移案 天平15.7.13 八220、高麗楽人進送文 天平15.7.13 八220~221、写疏所解案 天平15.9.15 二四224、佐渡国正税帳 天平4 二23~24、御野国各務郡中里戸籍 大宝2 -45~46、経師貢進解年紀不明二二40、古乎麻呂手実 天平17 二四306、写四部律鈔校正注文 天平19 二四412	往来軸「<間>校帳<間>」あり。ZZ26ノ5<4>に「冊一ノ七」・「七」、<6>に「五」という付箋あり。ZZ26ノ5<7>奥裏に「上九枚 四月十日 論□」、<8>奥裏に「安曇 反上五枚」の文字あり。「志」の継目裏書あり。
ZZ14ノ2<1>~<5>	一次		端裏に「大乘」。九346にみえる「小乗律論集論章名无宮目録名在未写文」(目録に見えるも、実物は現存せず)と対応するか。山下著書P414~415参照。
京都国立博物館所蔵断簡、ZZ35ノ3<1>~<2>、蜂須賀侯爵家旧蔵断簡	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ 二四34~35、29~34、(正倉院文書拾遺9)	ZZ35ノ3<2>に付箋「廿帙五巻」。
S45③~①裏、ZZ44ノ10<27>~<29>、S15③(2)裏、(1)裏、ZZ44ノ10<30>~<33>	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ -551~553、写経用紙反故(未収)、志摩国輪廓帳 神龜6 -385~386、河村福物布進上状 年紀不明 二四560	ZZ44ノ10<3>紙背には「麻□宅/合参巻並一校村村山首万呂謹上/□ 二村山首万呂/□ □ 義疏 八十<□ □ 廿五/余字 冊七 大鳥□万呂>第八第第/請請上□応応」の文字(未収)あり。継目裏書「志」あり。
ZZ28ノ3<16>裏	一次	二次 充装潢并本経帳 天平14.7.24~ 八126	
ZZ11ノ1<5>~<39>	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ 二四41 (ZZ11ノ1<6>紙背)、装潢紙上注文 天平15.10.8 八337~338、五十部法華経充紙帳案 天平15.10.8 二四230~231	付箋「七ノ十三」あり。
ZZ11ノ1<5>~<6>	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1 ~ 二四41 (ZZ11ノ1<6>裏)	端裏に「天平十三年三月二日三野部石嶋」とあり。

014	律論疏集伝等 本収納并返送 帳案	天平15.5.1~天平 16.5.27	五月一日経、 間写、五十 部法華経	本経収納・ 返送記録	金光明寺写経所	八193~196
015	律論疏集伝等 本収納并返送 帳	天平15.5.1~天平 21.3.3	五月一日経、 間写、五十 部法華経	本経収納・ 返送記録	金光明寺写経所	八185~188、二四 258、八188~193、 九365~367、三161 ~163、十553~554
016	間紙充帳	天平15.5~天平 16.7	間写	充紙帳	金光明寺写経所	八199
017	間校帳	天平15.5~天平 19.6 (実際の作成 は、天平16.3.7か)	間写	校帳	金光明寺写経所	八200~202、二353 ~354、二四211~ 212、八203~210
018	写未写大乘経 論疏目録	(天平15.5~天平 15.9)	五月一日経	大乘経論疏 目録	金光明寺写経所	二四396~402
019	常疏充紙帳	天平15.6.15~天 平16.12.24	五月一日経	充紙帳	金光明寺写経所	拾遺9ウ、八389 ~390、二四215~ 219 (拾遺8ウ、 7ウ、6ウ)
020	雑物収納帳	天平15.7.4~天平 19.2.22	五月一日経、 五十部法華	雑物収納帳	金光明寺写経所	八216~217、579 ~581、二491~492、 二四328~330
021	写経所解案	天平15.7.21以降	大官一切経	筆墨申請解 案	金光明寺写経所 (→金光明寺造 仏所)	二四210
022	五十部法華経 并法華撰釈等 充紙帳	天平15.7.22以 前 作成	五十部法華 経	充紙帳	金光明寺写経所	八360~361、291 ~304
-001	法華撰釈充紙 帳	天平15.7.22以 前 ~天平15.12	五十部法華 経	充紙帳	金光明寺写経所	八360~361

ZZ11ノ1<7>~<9>	一次		端裏書「私紙充帳」あり。
ZZ11ノ1<10>~<39>	一次 (一部 二次利 用)	一次 裝潢紙上注文 天平15. 10.8 八337~338、五十部法華 経充紙帳案 天平15.10.8 二 四230~231	ZZ11ノ1<37>裏書「六十八 卷 六十五張」、ZZ11ノ1<38 >端裏書「七十(抹消)六十□ 卷」(共に未収)あり。
ZZ14ノ3<8>	一次		
Z33⑨裏、ZZ32ノ5<5>、 (接続カ) Z33⑤裏、S2①裏 (未収)、(接続カ) Z33④裏、ZZ 32ノ5<8>、Z12①裏、S14 ④(2)裏、ZZ32ノ5<11> (中間欠?)<12>、(接続カ) S32①(1)裏、3④裏、(接 続カ)日名子文書(1)裏(未 収)、(接続カ)Z7①裏、小杉 本裏、(接続カ)Z8⑥裏、(接 続カ)ZZ32ノ5<28>、<29 >、<30>	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5. 1~ 一564、563、562、大蔵 省移 天平17.10.21 二477、 山背国愛宕郡計帳 天平4 一 519~524、撰津国正税帳 天平 8 二10、出雲国大税賑給歴名 帳 天平11 二214~215、木工 寮解 天平17.10.17 二463~ 464、豊前国仲津郡丁里戸籍 大宝2 一180~182、214、197 ~199、造東大寺司牒 天平勝 宝2.6.17 一256、本経論并 紙背墨充帳(当該部分は天平9. 12.5) 二四60~62	Z33⑨裏の紙背に「於掃 尊」 (半存、未収)と「文鈎」(未収)、 Z33⑤裏の紙背に「連連/合 族」(未収)の文字あり。 あり。未収断簡S2①裏は「□ □墨半廷」(半存)と「廿年 正月廿四日充筆十二月十六日充 墨一廷」の二行よりなる。
S19②裏、①裏	二次	一次 伊豆国正税帳 天平11 二192~200、三次 写経充筆墨 注文 天平16 八434~435	
S19②裏	二次	一次 伊豆国正税帳 天平11 二195~200、	
S19①裏	二次	一次 伊豆国正税帳 天平11 二192~195、三次 写経充筆墨 注文 天平16 八434~435	
ZZ11ノ2<1>~<74>、ZZ11ノ2 (56)裏、(60)裏、(61)裏、(64)裏、(65)裏、 (25)裏、ZZ5ノ2<11><12>、S9②裏			
ZZ11ノ2<47>	一次		付箋「二」あり。裏・天地逆に 「安曇百嶋 天平十五年五月」 の文字(未収)あり。
ZZ11ノ2<48>	一次		
ZZ11ノ2<49>	一次		
ZZ11ノ2<50>	一次		
ZZ11ノ2<51>~<52>	一次		端裏・天地逆に「八十八」の文 字(未収)あり。
ZZ11ノ2<53>	一次		
ZZ11ノ2<54>	一次		裏に「法」の文字(未収)あり。

-002	五十部法華經 充紙帳	天平15.8.4~天平 15.9.2 (~天 平 15.11.24)	五十部法華 經	充紙帳	金光明寺写經所	八291~295
-003	五十部法華經 充紙帳	天平15.9.3~天平 15.11.27	五十部法華 經	充紙帳	金光明寺写經所	八295~304
023	可藏經卷目錄	天平15.7.22		經卷目錄	金光明寺写經所	八221~222
024	写疏料筆墨充 帳	天平15.7.23~天 平勝宝3.6.9	五月一日經、 五十部法華	筆墨充帳	金光明寺写經所	八273、48、274~ 275、未収断簡、 八275~276、48~ 49、九51~54、二 四356~357、八50 ~52、二四424、 九477~478、未収 断簡、三260、 152、未収断簡、 三153、一一250~ 252
025	写大官一切經 所告朔解案繼 文	天平15.7.29~天 平15.10?	大官一切經 所	告朔解案帳	写大官一切經所 (→金光明寺造 仏所)	八222~227、313 ~317
-001	写大官一切經 所告朔解案	天平15.7.29	大官一切經	告朔(七月 以往行事)	写大官一切經所 (→金光明寺造 仏所)	八222~227
-002	写官經所解案	天平15.10?	大官一切經	告朔(八九 月行事)	写大官一切經所 (→金光明寺造 仏所)	八313~317
026	五十部法華經 并法華撰釈經 師等手実帳	天 平15.7.29~天 平15.12.3	五十部法華 經	手実帳	金光明寺写經所	八230~256
-001	手実帳總計部	天平15.12.3	五十部法華 經	手実帳總計 部	金光明寺写經所	八246~247
-002	漢淨万呂手実	天平15.12.3	五十部法華 經	經師手実	漢淨万呂→金光 明寺写經所	八247
-003	丸部石敷手実	天平15.12.3	五十部法華 經	經師手実	丸部石敷→金光 明寺写經所	八247~248
-004	櫛井馬養手実	天平15.12.2	五十部法華 經	經師手実	櫛井馬養→金光 明寺写經所	八248
-005	大鳥高人手実	天平15.12.2	五十部法華 經	經師手実	大鳥高人→金光 明寺写經所	八248
-006	大鳥祖足手実	天平15.11.30	五十部法華 經	經師手実	大鳥祖足→金光 明寺写經所	八249
-007	依羅国人手実	天平15.11.29	五十部法華 經	經師手実	依羅国人→金光 明寺写經所	八249

ZZ11ノ2<55>	一次		
ZZ11ノ2<56>	二次?	一次 布利秋田手実案 天平 15.11.29 二四244	
ZZ11ノ2<56>裏	一次?	二次 高市老人手実 天平15. 11.28? 八250	
ZZ11ノ2<57>	一次		
ZZ11ノ2<58>~<59>	一次		
ZZ11ノ2<60>~<61>	二次	一次 志貴久比麻呂手実案 天 平15.11.28 二四244	
ZZ11ノ2<61>裏~<60>裏	一次	二次 志貴久比麻呂手実 天平 15.11.28 八251	
ZZ11ノ2<62>	一次		
ZZ11ノ2<63>	一次		
ZZ11ノ2<64>	二次	一次 難万君手実案? 二四 243	
ZZ11ノ2<64>裏	一次	二次 阿刀息人手実 天平15. 11.27 八252	
ZZ11ノ2<65>	二次	一次 依羅国人・雀部嶋足手実 案 天平15.11.25	
ZZ11ノ2<65>裏	一次	二次 雀部嶋足手実 天平15. 11.25 八252	
ZZ11ノ2<66>	一次		端裏に文字「長四角<写>□ □」(未収) 僅存。奥には「廿」 の文字 (未収)。
ZZ11ノ2<67>	一次		
ZZ11ノ2<68>	一次		
ZZ11ノ2<69>	一次		
ZZ11ノ2<70>	一次		
ZZ11ノ2<71>	一次		端裏・天地逆に「表廿」の文字 (未収) あり。
ZZ11ノ2<72>	一次		
ZZ11ノ2<73>	一次		
ZZ11ノ2<74>	一次		
ZZ5ノ2<12>	一次		

-008	佐伯浄足手実	天平15.11.29	五十部法華經	經師手実	佐伯浄足→金光明寺写經所	八249~250
-009	高市老人手実	天平15.11.28	五十部法華經	經師手実	高市老人→金光明寺写經所	八250
-009a	布利秋田手実案	天平15.11.29	五十部法華經	經師手実案	布利秋田→金光明寺写經所	二四244
-010	已知蟻石手実	天平15.11.29	五十部法華經	經師手実	已知蟻石→金光明寺写經所	八250
-011	阿閉葦人手実	天平15.11.28	五十部法華經	經師手実	阿閉葦人→金光明寺写經所	八251
-012	志貴久比麻呂手実	天平15.11.28	五十部法華經	經師手実	志貴久比麻呂→金光明寺写經所	八251
-013	志紀久比麻呂手実案	天平15.11.28	五十部法華經	經師手実案	志紀久比麻呂→金光明寺写經所	二四244
-014	丸部嶋守手実	天平15.11.27	五十部法華經	經師手実	丸部嶋守→金光明寺写經所	八251
-015	葛野安麻呂手実	天平15.11.27	五十部法華經	經師手実	葛野安麻呂→金光明寺写經所	八252
-016	安刀息人手実	天平15.11.27	五十部法華經	經師手実	安刀息人→金光明寺写經所	八252
-017	難万君手実案?	天平15カ	五十部法華經	經師手実案	難万君→金光明寺写經所?	二四243
-018	雀部嶋足手実	天平15.11.25	五十部法華經	經師手実	雀部嶋足→金光明寺写經所	八252
-019	依羅国人・雀部嶋足手実案	天平15.11.25	五十部法華經	經師手実案	雀部嶋足→金光明寺写經所	二四243
-020	阿閉葦人手実	天平15.11.25	五十部法華經	經師手実	阿閉葦人→金光明寺写經所	八253
-021	山部花万呂手実	天平15.11.24	五十部法華經	經師手実	山部花万呂→金光明寺写經所	八253
-022	山辺千足手実	天平15.11.22	五十部法華經	經師手実	山辺千足→金光明寺写經所	八253
-023	達沙牛甘手実	天平15.11.20	五十部法華經	經師手実	達沙牛甘→金光明寺写經所	八254
-024	王広麻呂手実	天平15.11.21	五十部法華經	經師手実	王広麻呂→金光明寺写經所	八254
-025	民屯麻呂手実	天平15.11.21	五十部法華經	經師手実	民屯麻呂→金光明寺写經所	八254~255
-026	古頼小僧手実	天平15.11.24	五十部法華經	經師手実	古頼小僧→金光明寺写經所	八255
-027	忍坂成麻呂手実	天平15.11.23	五十部法華經	經師手実	忍坂成麻呂→金光明寺写經所	八255
-028	角惠麻呂手実	天平15.11.23	五十部法華經	經師手実	角惠麻呂→金光明寺写經所	八255~256
-029	茨田(久治万呂)手実	天平15.11.16	五十部法華經	手実	茨田(久治万呂)→金光明寺写經所	八364

S9⑫裏	二次	一次 右京計帳 天平5 - 500~501	「飛 飛 飛/太」の文字 (未収) あり。
ZZ5ノ2<11>	一次		
ZZ11ノ2<1>	一次		付箋「十上」。奥裏に「廿枚破一」(未収)。
ZZ11ノ2<2>	一次		裏には天地逆に「是我」、端裏には「私手実定」(未収) あり。
ZZ11ノ2<3>	一次		
ZZ11ノ2<4>	一次		端裏に天地逆に「八十八」(未収)。
ZZ11ノ2<5>	一次		裏に天地逆で「四 廿一」(未収)。
ZZ11ノ2<6>	一次		
ZZ11ノ2<7>	一次		
ZZ11ノ2<8>	一次		奥裏に「廿」の文字 (未収) あり。
ZZ11ノ2<9>	一次		裏に「小田次 一校五百国誤三字 二校石村鷹万呂未/第五用廿三 写小田次 (以上墨抹) 正了」(十九552)。
ZZ11ノ2<10>	一次		
ZZ11ノ2<11>	一次		
ZZ11ノ2<12>	一次		
ZZ11ノ2<13>	一次		
ZZ11ノ2<14>~<15>	一次		
ZZ11ノ2<16>~<17>	一次		
ZZ11ノ2<18>	一次		
ZZ11ノ2<19>	一次		
ZZ11ノ2<20>	一次		
ZZ11ノ2<21>	一次		
ZZ11ノ2<22>	一次		

-030	吳原生人手実	天平15.11.16	五十部法華經	手実	吳原生人→金光明寺写經所	二361
-031	高市老人手実	天平15.11.12	五十部法華經	手実	高市老人→金光明寺写經所	八364
-032	忍海新次手実	天平15.11.12	五十部法華經	經師手実	忍海新次→金光明寺写經所	八230
-033	難万君手実	天平15.11.11	五十部法華經	經師手実	難万君→金光明寺写經所	八230~231
-034	鬼室小東人手実	天平15.11.9	五十部法華經	經師手実	鬼室小東人→金光明寺写經所	八231
-035	建部広足手実	天平15.11.10	五十部法華經	經師手実	建部広足→金光明寺写經所	八231
-036	錦部大名手実	天平15.11.10	五十部法華經	經師手実	錦部大名→金光明寺写經所	八231
-037	阿閑葦人手実	天平15.11.8	五十部法華經	經師手実	阿閑葦人→金光明寺写經所	八231~232
-038	主村五百国手実	天平15.11.10	五十部法華經	校生手実	主村五百国→金光明寺写經所	八232
-039	大鳥祖足手実	天平15.11.1	五十部法華經	經師手実	大鳥祖足→金光明寺写經所	八232
-040	大友小田次手実	天平15.11.11	五十部法華經	經師手実	大友小田次→金光明寺写經所	八232
-041	民宅麻呂手実	天平15.11.2	五十部法華經	經師手実	民宅麻呂→金光明寺写經所	八233
-042	角惠麻呂手実	天平15.11.5	五十部法華經	經師手実	角惠麻呂→金光明寺写經所	八233
-043	錦部大名手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	錦部大名→金光明寺写經所	八233
-044	杖部子虫手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	杖部子虫→金光明寺写經所	八233~234
-045	高市老人手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	高市老人→金光明寺写經所	八234
-046	忍坂成麻呂手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	忍坂成麻呂→金光明寺写經所	八234
-047	達沙牛養手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	達沙牛養→金光明寺写經所	八235
-048	櫛井馬養手実	天平15.10.27	五十部法華經	經師手実	櫛井馬養→金光明寺写經所	八235
-049	治田石麻呂手実	天平15.10.27	五十部法華經	装潢手実	治田石麻呂→金光明寺写經所	八235
-050	檜前麻呂手実	天平15.10.27	五十部法華經	校生手実	檜前麻呂→金光明寺写經所	八236
-051	石村鷹麻呂手実	天平15.10.27	五十部法華經	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写經所	八236

ZZ11ノ2<23>	一次		
ZZ11ノ2<23>	一次		[-052] と同一紙上にあり。
ZZ11ノ2<24>	一次		
ZZ11ノ2<25>	二次	一次 大友小田次手実案 天平 15.10.9 二四232	『大日古』が本手実の端裏として「僧正御所 校正手実 <九月往以>」を収めるのは誤り。正しくは、第二十七紙の檜前麻呂手実にかかる。
ZZ11ノ2<25>裏	一次	二次 大友小田次手実 天平 15.10.9 八237~238	
ZZ11ノ2<26>	一次		
ZZ11ノ2<27>	一次		端裏「僧正御所 校正手実 <九月往以>」は、『大日古』では第二十五紙の大友小田次手実の端裏とされているが、正しくは本手実のもの。
ZZ11ノ2<28>	二次カ	某優婆塞貢進文 年紀不明 二四301	
ZZ11ノ2<29>	一次		
ZZ11ノ2<30>	一次		
ZZ11ノ2<31>	一次		
ZZ11ノ2<32>	一次		裏に「起世経十卷 无埒」の文字（未収）あり。
ZZ11ノ2<33>~<34>	一次		
ZZ11ノ2<35>	一次		
ZZ11ノ2<36>~<37>	一次		
ZZ11ノ2<38>	一次		
ZZ11ノ2<39>~<40>	一次		ZZ11ノ2<40>に「上八張」の文字（未収）あり。
ZZ11ノ2<41>~<44>	一次		
ZZ11ノ2<45>	一次		裏に「僧正所帳（以上墨抹）／私写書等帳」の文字（未収）あり。

-052	王広万呂手実	天平15.11.10	五十部法華經	経師手実	王広万呂→金光明寺写経所	八236
-053	林浄道手実	天平15.7.29	五十部法華經	経師手実	林浄道→金光明寺写経所	八237
-054	余馬養手実	天平15.9.2	五十部法華經	経師手実	余馬養→金光明寺写経所	八237
-055	大友小田次手実	天平15.10.9	五十部法華經	経師手実	大友小田次→金光明寺写経所	八237~238
-055a	大友小田次手実案	天平15.10.9	五十部法華經	経師手実案	大友小田次→金光明寺写経所	二四232
-056	石村鷹麻呂手実	天平15.10.14	五十部法華經	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八238
-057	檜前麻呂手実	天平15.9.29	五十部法華經	校生手実	檜前麻呂→金光明寺写経所	八238~239
-058	阿刀酒主手実	天平15.10.14	五十部法華經	校生手実	阿刀酒主→金光明寺写経所	八239
-059	余馬甘手実	天平15.10.15	五十部法華經	校生手実	余馬甘→金光明寺写経所	八239~240
-060	余馬養手実	天平15.11.5	五十部法華經	校生手実	余馬養→金光明寺写経所	八240
-061	王広麻呂手実	天平15.10.15	五十部法華經	校生手実	王広麻呂→金光明寺写経所	八240~241
-062	王広麻呂手実	天平15.11.5	五十部法華經	校生手実	王広麻呂→金光明寺写経所	八241
-063	川原人成手実	天平15.12.1	五十部法華經	校生手実	川原人成→金光明寺写経所	八242
-064	紀少鱗万呂手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	紀少鱗万呂→金光明寺写経所	八242~243
-065	尾張男土手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	尾張男土→金光明寺写経所	八243
-066	石村鷹麻呂手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	石村鷹麻呂→金光明寺写経所	八243~244
-067	既母辛麻呂手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	既母辛麻呂→金光明寺写経所	八244
-068	檜前麻呂手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	檜前麻呂→金光明寺写経所	八244~245
-069	村主五百国手実	天平15.11.30	五十部法華經	校生手実	村主五百国→金光明寺写経所	八245~246

ZZ11ノ2<46>	一次	二次 写疏所充紙注文案 二四 232	付箋「一」あり
Z4④裏	二次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸 籍 大宝2 一11~15、三次 写経疏料筆墨充帳 天平16.2.6 八436~437	第二紙裏に「之 之/次之 次 之意 之正丁」の文字 (未収) あり。
Z4④裏、Z4②裏	二次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸 籍 大宝2 一7~9、三次 写経疏料筆墨充帳 天平16.2.6 八435~436	
S22②裏、Z4③裏	二次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸 籍 大宝2 一9~10、21~24	
S22②裏	二次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸 籍 大宝2 一21~24、三次 写法花所筆墨申請注文案 天平 15.11.11 八359~360	端裏に「破 (ゝで抹消して 「不」) 不用」の文字 (未収) あ り。[025-001] の草案。
Z4③裏	二次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸 籍 大宝2 一9~10、三次 写法花所筆墨申請注文案 天平 15.11.11 八359~360	[025-002] の草案。
S17⑤裏	二次	一次 駿河国正税帳 天平9 二73~74	
Z33①裏、34④裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5. 1~ 一565、577~578	Z33①裏に「辛国寺解 申返抄 事合□□案文返抄<云々>」 (未収) の文字。左端には題箋 軸の痕のような幅広の糊痕あり。
ZZ28ノ4<1>~<2>、S21 ⑤裏、(接続カ) S21⑦裏、S20 ①裏、S14④(1)裏、ZZ27ノ 4<25>、(接続カ) S19⑧(2) 裏、(1)裏、ZZ28ノ13<12> ~<17>	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5. 1~ 七35~37、下総国葛飾郡 大嶋郷戸籍 養老5 一237~ 240、244~246、219~221 撰 津国正税帳 天平8 二9~10、 安房国義倉帳 天平2 一424	ZZ28ノ4<2>に付箋「四ノ 二」。題箋軸は後補で、九69の ものと交換。
ZZ28ノ6<1>~<8>	一次		第三紙端裏・天地逆に「返上五 枚 二月廿五日雀部」(未収)、 第四紙端裏に「起信論料 安曇 反上七枚 華嚴嚴」の文字 (未 収) あり。第八紙に付箋「五ノ 二」。継目裏書「志」あり。

-070	某手実	天平15.12.3	五十部法華經	校生(勸經)手実	某校生→金光明寺写經所	八246
027	写經所告朔解草案継文	天平15.7.29~	五月一日經、大官一切經	經師・校生の個別作業報告	金光明寺写經所(→金光明寺造仏所)	
-001	写經所解草案	天平15.7.29	五月一日經、大官一切經	告朔(七月以前)	金光明寺写經所(→金光明寺造仏所)	八228~230
-002	大官一切經所行事注文	天平15.7.29カ (記載内容は天平15.4~天平15.7)	大官一切經	七月以前行事	写大官一切經所(→金光明寺造仏所)	二四213~214、八320~321
028	大官一切經所告朔解草案継文	天平15.8.1~天平15.10?	大官一切經	告朔解草案帳	写大官一切經所(→金光明寺造仏所)	八285~290、317~320
-001	大官一切經所解草案	天平15.8.1	大官一切經	告朔解草案	写大官一切經所(→金光明寺造仏所)	八285~290
-002	写大官一切經所解案	天平15.10?	大官一切經	告朔解草案	写大官一切經所(→金光明寺造仏所)	八317~320
029	常疏充紙帳	(天平15.8.1~天平16.12、作成は天平16カ)	五月一日經	充紙帳	金光明寺写經所	八284
030	常疏充紙帳	(天平15.8.10~天平16.11.2)	五月一日經	充紙帳	金光明寺写經所	八272、407~408
031	常疏料紙収納帳	天平15.8.21~天平勝宝8.4.4	五月一日經	料紙収納帳	金光明寺写經所	八311~313、490~492、541~542、557~559、二四358~359、九357、三153~154、一一236~241
032	雜書充裝潢等帳	天平15.8.9~天平18.4.9	間写	充裝潢等帳(装丁)	金光明寺写經所	八304~310

ZZ27ノ4<12>~<15>、Z33 ⑬(2)、(1)、⑭裏、S9④ 裏、ZZ6ノ12<3>、S9⑤裏、 ⑧裏、②裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5. 1~ -566~571、488~489、 右京計帳 天平5 -489、493 ~494、481~483	ZZ27ノ4<15>に付箋「四」・ 「廿四帙六卷」あり。ZZ27ノ4 <13>の裏には「常■(墨抹) 本充帳古」の文字が、<14>の 裏には「不用」の文字があり (共に未収)。ZZ6ノ12<3> 裏には「卷卷第妙/妙妙妙妙 …」との習書(未収)あり。
Z32③(2)裏、(1)裏、⑤ (2)裏、(1)裏、⑥裏、S32 ②裏、S33④裏、S32①(3)裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平 6.5.1~ -555~556、558、557、 558~560、出雲国大税賑給歴 名帳 天平11 二220~222、246、 217~220	Z32⑤(1)裏、⑥裏にそれぞれ 七夕詩二首並序(共に未収)が 記される。Z32⑤(2)裏の端裏 に「常問本充古帳」(未収)の 記載あり。S32①(3)裏の裏に は「金利人国/残 残/答□中 金」との文字(未収)あり。
ZZ26ノ5<4>裏	一次	二次 問校帳 天平15 八202	
ZZ34ノ1<9>~<10>	一次	二次 以受筆墨写紙并更請帳 天平16.6 八471	裏に付箋「七ノ四」あり。
Z28⑫裏、Z18③裏、(接続カ) ②裏、(接続カ)S9⑨裏、⑦ 裏	二次	一次 元興寺僧平撰優婆塞貢進 文 年紀不明 二317~318、船 連多麻布優婆塞貢進文 天平 14.12.23 二323~324、曾祢連 伊甘志優婆塞貢進解 天平 14.12.12 二321~322、右京計 帳 天平5 -494~495、490~ 493	
ZZ11ノ1<13>裏~<11>裏	一次	二次 五十部法華經充紙帳 天 平15.9.3~	
ZZ11ノ1<39>~<38>裏	一次	二次 五十部法華經充紙帳 天 平15.9.3~	
S9①裏、(中間欠)、角田文衛 氏旧蔵断簡	二次	一次 右京計帳 天平5 - 497~500、二四16	第一紙裏に「八百卅二/千七百 八十五/万五千五百七十四」の 文字(未収)あり。
ZZ28ノ5<1>~<11>、S21 ⑨裏、ZZ27ノ3<38>、静岡 県立博物館所蔵断簡②(2) (1)裏、Z12②裏、(中間欠) 佐佐木信綱氏旧蔵断簡、ZZ23 ノ5<18>~<23>、(中間 欠)S1②裏、ZZ28ノ13<1> ~<4>	二次	一次 校経注文(050) 天平 15 二四233、優婆塞貢進文 年紀不明 二四320、下総国葛 飾郡大嶋郷戸籍 養老5 - 251~254、優婆塞貢進文 天平 14.11.15 八138~139、山背国 愛宕郡郷里未詳計帳 天平4 -546~549、538~541、写経断 簡 未収(拾遺65)、從疏公文 櫃出充紙注文 天平18 九215 ~216、経師充本注文 天平18 九209、金光明経疏奉請注文 年紀不明 二五36、僧慈訓状 年紀不明 二四268~269、仁 王経疏奉請注文 天平19.4 九 363、大粮申請継文(中宮職 移) 天平17.4.14 二398	ZZ28ノ5<1>裏に「大金光 明」の文字(未収)、<7>奥 裏・天地逆に「律五卷」の文字 (未収)、<11>に付箋「三ノ十 二」、ZZ27ノ3<38>に付箋 「卅二ノ十四」、「卅四」、ZZ28 ノ13<4>に付箋「廿四帙六 卷」。題箋軸「常疏充裝潢」は 後補。

033	常本充帳	天平15.9以前～天平18.8	五月一日経	充本帳	金光明寺写経所	八495～497、432～433、428～432、二四264～265、261～264
034	間本充帳	天平15.9.1～天平16.10.2	間写	充本帳	金光明寺写経所	八369～370、367～368、365～367、二四276～278、八466、二四278～280
035	写疏所解案	天平15.9.15	五月一日経、五十部法華経	筆申請解	写疏所（金光明寺写経所）（→金光明寺造仏所）	二四224
036	経師充紙注文	天平15.9.15か	五月一日経	充紙注文	金光明寺写経所	二四221
037	五十部法華経写畢卷数勘定帳	天平15.9～天平15.11	五十部法華経	写畢卷数勘定帳	金光明寺写経所	二四225～230、238～239
038	装演紙上注文	天平15.10.8		紙上注文	金光明寺写経所	八337～338
039	五十部法華経充紙帳案	天平15.10.8	五十部法華経	充紙帳案	金光明寺写経所	二四230～231
040	写経所解	天平15.10.8～	千手経・五十部法華経	紙の用残、残紙の使途、紙上の報告	金光明寺写経所→金光明寺造物所	二341～343、八358～359（拾遺64ウ）
041	常疏充装演等帳	天平15.10.10～天平勝宝4.正.14	五月一日経	充装演帳（装丁）	金光明寺写経所	八338～350、二四313～314、八588～590、未収（拾遺4〔2〕ウ）、九258～260、一九418（拾遺65ウ）、九425～427、三154～156、一一422～427

ZZ11ノ1<3>~<4>	一次		付箋「三」、「卅二ノ八（「九」抹消）」。
ZK9(1)~(5)	二次	一次 多治比真人国人優婆塞貢進解 天平15.正.8 二232~233、弓削寺僧行聖優婆塞貢進解 天平14.12.30 二324~325、僧靈福優婆塞貢進解 天平15.正.9 二334	[045]の草案。
ZZ42ノ5<17>、(接続カ)Z18④裏、ZB47⑤裏	二次	一次 栗田朝臣馬養優婆塞貢進解 天平15.正.7 八161~162、日根造大田優婆塞貢進解 天平15.正.7 二331~332、某優婆塞貢進解 天平15.正.6 二331	端裏「告朔案文 九月以往」。
ZB25①(1)~(3)	二次	一次 某優婆塞貢進文 天平14.11.15 二315~316、某優婆塞貢進文 年紀不明 二316~317	[043]は本文書の草案。
ZZ27ノ3<1>	一次		付箋「廿八ノ十二」、「一」。五十部法華經并法華撰釈経師等手実帳所収同手実 [026-049]の草案。
ZZ42ノ2<11>~<26>	二次?	一次 経巻出納注文 天平15? 二四256、雜物奉請注文 年紀不明 二四560~561	端裏「布施充帳」。
Z32②裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1~ -554~555	[049]も草案であろうが、この[048]をもとに作成された(異筆書込み「抄写但未校」)。
J26<4>~<1>裏、J1<2>~<1>裏、J26<10>~<5>裏	二次	一次 注参照 造仏所作物帳 天平6.5.1~ 二四38~41、出雲国大税賑給歴名帳 天平11 二239~243、下総国倉麻郡意布郷戸籍 養老5 -300~301	往来軸「間從裝潢所納紙」(表裏同文)。
ZZ28ノ5<2>裏	一次	二次 常疏充裝潢等帳 天平15.10.10	
Z4③	三次	一次 御野国味蜂間郡春部里戸籍 大宝2 -9~11、二次 写大官一切経所解案 天平15.10 八317~320	第七紙の一次文書の行間に記入。
ZZ11ノ1<1>	二次	一次 優婆塞貢進解 天平15.正 八164~165	付箋「十二ノ七」。
ZZ27ノ4<4>~<11>	一次		第十一紙に付箋「十三帙六巻」 「三」あり。
ZB7①	二次?	一次? 皇后宮職牒 天平10.11.24 二101(同一紙)	
奈良国立博物館所蔵断簡(蜂須賀侯爵家旧蔵文書)裏、Z34⑥(2)裏、(1)裏、⑤裏	二次	一次 造仏所作物帳 天平6.5.1~ 二四35~38、-580~581、-578~580	Z34⑥(2)裏と(1)裏とは貼り継ぎだが、貼り直しが行われている。

042	五十部法華經 料紙収納帳 (私法花經料 紙収納帳)	天平15.10.11～ (内容は天平15.8. 4～天平11.2.27)	五十部法華 經	料紙収納帳	金光明寺写經所	八290～291
043	写疏所解草案	天平15.10.15	五月一日經、 間写	五箇月行事	金光明寺写經所 (→金光明寺造 仏所)	二四233～238
044	写法花所解案	天平15.10.16	五十部法華 經	兩月行事	写法花經所 (→ 金光明寺造仏 所)	二四241～242、240 ～241、八351
045	写疏所解案	天平15.10.17	五月一日經、 間写	五箇月行事	金光明寺写經所 (→金光明寺造 仏所)	二343～347
046	治田石麻呂手 実案	天平15.10.27	五十部法華 經	装潢手実案	治田石麻呂手実 案 (→金光明寺 写經所)	八351～352
047	五十部法華經 布施充帳	天平15.10.27～天 平15.12	五十部法華 經	布施充帳	金光明寺写經所	八352～357
048	間写書料紙収 納帳草案	天平15.10～(天 平15.6.5)	間写	料紙収納帳	金光明寺写經所	八357～358
049	間写書料紙収 納帳草案	天平15.10～(天 平19.2)	間写	料紙収納帳	金光明寺写經所	正倉院年報16 (J 1<2>～<1> 裏のみ八492～495 所収)
050	校經注文	天平15.10カ	五十部法華 經	校經に關す るメモ	金光明寺写經所	二四233
051	写法花所筆墨 申請注文案	天平15.11.11	五十部法華 經	筆墨申請	写法花所	八359～360
052	私本充帳	天平15.11.11 (記 載内容は天平15.8 ～)	五十部法華 經、私願經	充本帳	金光明寺写經所	八361～362
053	五十部法華經 充装潢帳	天平15.11.20以前 ～天平15.12.7	五十部法華 經	充装潢帳 (装丁)	金光明寺写經所	八371～373
054	校經并紙等注 文	天平15.12.16	不明	校生の作業 状況の記録	金光明寺写經所	二四244
055	写疏所解草案	天平15.12.17	五月一日經、 間写	布施申請解 案	写疏所 (金光明 寺写經所) (→ 金光明寺造仏 所)	二四245～248 (拾 遺10ウ)、八373～ 375

ZZ44ノ10<22>~<23>	一次	二次 経巻并雑物出蔵注文 天平16.閏正 八428	端裏「刑部広国 天平十五年三月」。第二十二紙に付箋「二十五帙七巻」「廿二」。
S13③(3)裏、(接続力) S17②裏、①裏、ZZ13ノ5<1>、(接続力) S13③(2)裏	二次	一次 和泉監正税帳 天平9 二81~83、駿河国正税帳 天平9 二67~69、和泉監正税帳 天平9 二79~81	
S13③(3)裏	二次	一次 和泉監正税帳 天平9 二81~83	
S17②裏、①裏	二次	一次 駿河国正税帳 天平9 二67~69	
S17①裏、ZZ13ノ5<1>	二次	一次 駿河国正税帳 天平9 二67~68	
S13③(2)裏	二次	一次 和泉監正税帳 天平9 二79~81	
ZZ26ノ3<1>~<3>、ZB47裏②、ZZ26ノ5<5>、(中間欠?) ZZ26ノ3<4>~<11>、(接続力) S13④裏、③(1)裏、ZZ26ノ5<25>~<26>、(接続力) S21⑥裏、ZZ26ノ5<27>、Z10①裏、ZZ26ノ5<28>~<31>、Z42①裏、(接続力) S2⑥裏、⑤裏、(接続力) ④裏、(接続力) ③裏、S4③裏	二次	一次 中官職移案 天平15.7.12 八219、某優婆塞貢進文 年紀不明 二四305、某優婆塞貢進文 天平14.11.15 二314、某優婆塞貢進文 年紀不明 二四300、常校注文 天平16.8 二四274、和泉監正税帳 天平9 二83~85、79、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍 養老5 一243~244、読誦考試歴名 年紀不明 二四554~556、山背国愛宕郡郷里未詳計帳 天平4 一505~511、写経紙反故 未収・二四321、大糧申請継文(民部省甲賀久尔難波宮直丁等三月粮文、喪儀司解、諸陵寮解、玄蕃寮解、雅楽寮解、左京職解) 天平17.2 二396~397、395、471、390、389、415~416	題箋軸「常疏校帳」。ZZ26ノ3<2>に付箋「四十一ノ八」、「一」、ZZ26ノ5<5>に「十五帙八巻」・「六」、ZZ26ノ3<11>に「冊一ノ一」あり。、ZZ26ノ3<6>の裏に「廿九枚四月十日 達」、<8>の裏に「安曇 反上五枚」の文字(未収)あり。
ZZ42ノ4<14>裏	一次	二次 写疏所解案 天平17.12.21 八590~591	行間・天地逆に年紀不明の一切経目録返送文案(一五98)が記されている。三次利用か。
ZZ42ノ2<11>裏	一次	二次 五十部法華経布施充帳 天平15.10.27~天平15.12 八352~357	
ZZ27ノ3<2>	一次		付箋「廿七ノ一」、「二」。

056	写疏所見在雜物申送案文	天平15.12.24	五月一日經、 間写	雜物申送案文	写疏所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	八376～378
057	写經所解案繼文	天平15.12.29～天平16.12.24	五月一日經、 間写	經卷・用紙数の報告	写經所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	二348～349、355～357、八525～526、二436～438
-001	写經所解案	天平15.12.29	五月一日經、 間写	經卷・用紙数の報告	写經所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	二348～349
-002	写疏所解案	天平16.7.25	五月一日經、 間写その他	經卷・用紙数の報告	写疏所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	二355～357
-003	写經所解案	天平16.12.24	五月一日經、 間写その他	經卷・用紙数の報告	写經所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	二357、八525～526
-004	写經所解案	天平17.5.11	五月一日經、 間写	經卷・用紙数の報告	写經所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	二436～438
058	常疏校帳	天平15.12（実際の作成は10月か）	五月一日經	校帳	金光明寺写經所	八378～380、二四287～288、八202～203、八380～389、565～567、二436、八564～565、210、二四311～312、八210～212、九202～206、八212～216、二四414～416、二675～677、681～682、728～730
059	写一切經所解案	天平15カ	五月一日經	布施申請解案	写一切經所（金光明寺写經所）（→金光明寺造仏所）	一597～98
060	經卷出納注文	天平15カ		經卷目録	金光明寺写經所	二四256
061	治田石麻呂紙上注文	不明		装潢紙上注文	治田石麻呂	八352

注

天平十五年（七四三）

〔〇〇四〕請経注文

統々修十六ノ四に収められた天平十五年三月から同二十年三月までの請経・還経に関する数件の注文を、『大日本古文書』は写一切経所請経帳という継文として扱っているが、付箋の存在等からみて統々修成巻段階での貼り継ぎであると考えられる。本注文は、内容から二つに分けられる。すなわち、前半は天平十五年三月十一日に「僧上所（玄昉）」に、後半はそれ以降に「兵部卿（藤原豊成か）宅」に、それぞれ貸出しを請求した経巻のリストである。これらは、天平十四年十月二十二日の関経目録（八131〜132）等の顕注に基づく作成と推測され、関経目録にみえる「兵」、

「請僧上所」等の注記は、本注文作成時に奉請先を書き込んだものであろう。

〔〇〇六〕請経文章案

〔一〇〇二〕は天平十五年五月の律論疏集伝等本収納并返送帳〔〇一五〕の対応記載（八190）より、慈訓への奉請であることが分かる。

〔〇〇八〕大官一切経筆墨充帳案

『大日本古文書』では先写一切経筆墨充帳とするが、十五年に作成された帳簿であるので、大官一切経筆墨充帳とした方が正確か。各経師の口座には、十八年の書写再開以降の記載も続けて書かれている。つまり、再開後に作成された先写一切経筆墨納并充帳〔拾遺〕4ウ〔1〕、956〜64、54〜56）は、作成の途中で本帳簿を再利用するという方針に転換し、新規参加の経師に関してのみ記しているのである。よって、十八年以降は、これら二つの帳簿が対になって管理に用いられていたといえる。また、再開以降は、間写料の筆墨の充当記録も兼ねている。ところで、本帳簿には、天平十五年十一月十一日の写法花所筆墨申請注文〔〇五一〕に対応する記

載が存する。

これによれば、〔〇〇八〕は大官一切経の関連帳簿であるが、そこに記載された筆墨の充当が五十部法花所の申請によってなされたもの（法花経料の筆墨）をも含んでいることが分かる。また、そのことに関する注記は本帳簿にはなされていない。すなわち、五十部法華経の書写が、大官一切経の書写を主とする場（おそらく「堂」）においてもなされていたと考えられるのである。ところで、大鳥祖足への十月八日の充当記録には「写紙百廿張、便充疏所」とあって、本来は「堂」で受けるべきものを、写疏所で受領していることが確認できる。これは、五月一日経の重点的な書写のはじまりに応じて、「堂」から写疏所へと経師の移動があったという推測と符合している。

〔〇二二、〇二四〕写疏料筆墨充帳

〔〇二二〕は造仏所作物帳の二次利用である。渡辺A論文にも指摘がある通り、造仏所作物帳は大まかに切り分けられて二次利用されたい。天平十五年における写疏所の筆墨充帳は、〔〇二二〕のほか〔〇二四〕がある。〔〇二四〕の冒頭には「用帳」という記載があつて、もともと独立した帳簿として作成されたことが分かる。

〔〇二二〕と〔〇二四〕の接続の有無について考察してみると、これらは共にいわゆる口座式の帳簿であるが、〔〇二四〕の半ば以降は天平十八年から天平勝宝三年にはじめて筆墨を充当された経師の名が並んでいるので、その後〔〇二二〕が接続することはありえない。よって、もともとこれら二つの帳簿は別個に存在していた。なお、〔〇二四〕冒頭の「用帳」という文言は抹消されているので、いずれかの段階で他の筆墨充帳の後に付されて一括されたと考えられるが、その前に配置された筆墨充帳が〔〇二二〕であったかどうかは定かではない。そもそも〔〇二二〕と〔〇二四〕

とが別の帳簿として作成されたのは、いかなる理由によるのであろうか。まず、二つの帳簿において一致する経師名がないことが注目に値する。さらには、写疏所の充紙帳にも「〇一九」・「〇三〇」の二種類があつて、「一九」に名前のみえる経師は「〇二二」のそれと、「〇二四」にみえる経師名は「〇三〇」のそれと、それぞれ合致し、二つのグループ間で重複する経師名は存在しないということも指摘できる。充紙帳や充筆墨帳など、経師の実際の書写作業に密接に関わる帳簿が二つのグループに分けられるのは、天平十五年当時の五月一日経書写の場自体が二つあつたことを示唆すると考えれば簡単であるが、実際にはよく分らない。

〔〇一三〕常・間写経師等手実帳

五月一日経と間写に関する手実帳である。各々の手実を検すると、「常手実 十五年十二月以往」、「宮疏手実 経師九月以往／二交正了」、「常疏校生手実八九月以往V」、「間手実八十五年十二月以往V」、「間経師手実八九月以往V」、「間校生手実八九月以往V」などの端裏書が、樺井馬養、大友小田次、檜前麻呂、建部広足（二季分）らの手実それぞれ付されており、これらが、常写（五月一日経）・間写別、作業種別（経師、校生等）で季毎にまとめられていた手実継文の冒頭にあつたことが分かる。近年、手実帳が布施申請解作成の際の原資料として使用されたという事実が注目されているが、天平十五年十二月に作成された、常写・間写の布施を申請する内容の写疏所解草案（〇五五）と見比べると、本手実帳案も布施申請解案の構成と対応しており、その作成の土台になつていたと考えられる。すなわち、天平十五年の布施申請解は、常写のみに携わつた経師、常写・間写共に従事した経師、間写のみの経師、そして、裝潢、校生といった順に整理されており、手実帳もその範疇に基づいて継がれているのである。そのことは、〔〇一三〕の以下のような作成過程の復原より推測しうる。

(1) まず、前提として、①九月以前の常写経師手実、②十月から十二月の常写経師手実、③常写の校生手実、④九月以前の間写経師手実、⑤十月から十二月の間写経師手実、⑥間写の校生手実というまとまりで手実が継がれる。そのうち、常写の経師手実継文に関しては、そのまとまりの中で、常写のみに関与した経師手実は前半に、常写・間写ともに従事した経師は後半に配列されていることが注目に値する。そのような配列は、前述のような布施申請解案の内容形式に対応するものだといえるのである。なお、間写手実の中では、常写・間写ともに写した者の手実が特にまとめられることはない。

(2) 常写・間写毎に、九月以前の経師手実継文①、④の前に、十月から十二月にかけての経師手実継文②、⑤が貼り継がれるのであるが、その前段階として、後者の冒頭で端裏書①、常手実 十五年十二月以往、「間校生手実八九月以往V」の付された手実（常写の場合はその次に位置する手実も一緒に）が切断され、前者の冒頭に貼り継がれる。これは前者の端裏書（常疏校生手実八九月以往V）、「間校生手実八九月以往V」と後者の端裏書を並べることによって、この手実帳が九月以前から十二月までの内容を含んだものであるという事実を明示する目的でなされている（巻物として巻かれた状態において）。

(3) こうして出来上がった常写の経師手実継文と間写の経師手実継文のそれぞれの後ろに、校生手実③、⑥が貼り継がれて、常写・間写毎に作業者全体の仕事が把握できるようになる。その後で、常写分を前にして両者を接続して完成する。

手実帳はこのように編成されたものと推測されるのであるが、最後に布施申請解案との関係について言及する。まず、手実を提出した作業者よりも、布施申請解案に名前のみえる作業者数の方が多いということに関して

であるが、布施申請解案にのみ名のみえる者には、「无手実」との追記があったり、その作業者についての記載自体が後の補筆によるものであったりするので、この手実帳が布施申請解案作成のための基礎資料として用いられたという事実は恐らく問題ないであろう。ただ、手実には一つの例外を除いて布施支給額が記されていないこと、布施申請解案に他の資料に基づくと考えられる訂正が多くみえること、手実帳の中に装潢の手実が含まれていないこと等から、この手実帳はあくまで基礎資料であつて、他により正確ないくつかの情報をもたらす資料が存したことは確かである。また、同一人物の二つ以上の手実がある場合、そのどちらかにしか朱筆で「合」字が記されていないということが、校生の手実に関してはいえるのであるが、経師の手実にはそのような場合でも両方に「合」と書かれている場合が多い。この「合」は給銭文言を書かない方の手実に書込まれる「合」とは違つて、単に布施申請解案との記載の合致を示すものと考えられる。

ちなみに、「一〇〇二」から「一〇〇六」の手実は対象とする時期がずれており、本来別の手実帳の一部であつたと考えられるが、布施申請解案が作成されたのちのいずれかの段階で一括されてしまったものと思われる。

以上、複雑な形態を有する手実帳の成り立ちについて考察を加えたが、このような形態をとるに至つたのは、布施支給に際して、常写・間写共に関与した者に対して特別な注意が払われ、それに対応する形で季別、作業種別の手実継文が再編されたことによると考えられる。すなわち、二つの写経事業における布施の管理をできるだけ錯誤のないように処理するといふ目的のもと、手実帳は作成されているのである。

〔一〇一五〕 律論疏集伝等本収納并返送帳

皆川論文五二一〜五二三頁参照。七月二十一日・八月四日には五十部法華経関連の記載あり。この後に続く部分について、皆川論文では「大日本

古文書」で「経疏本出入帳案」とされる、塵芥24④裏(二四509)510)と本帳簿の類似性を指摘するが、結局、連続を想定することは困難と判断している。「正倉院年報」十四は塵芥24④裏以後の接続の復元案を示したうえで、天平二十年七月頃、造東大寺司のもとで新たに作成された帳簿であるとの見解を示す。

〔一〇一七〕 間校帳

雑書充装潢等帳(一〇三二)に対応する記載あり。冒頭に「天平十五年五月」とあるが、追込み形式で書かれていくのは天平十六年三月七日からであり、その前後に天平十五年五月からの記載をまとめて記したと考えられる。給銭についても「已上皆先給了」というように一括されている。

〔一〇一九、一〇二九、一〇三〇〕 常疏充紙帳

〔一〇一九〕と〔一〇三〇〕の二つの帳簿は、同じく五月一日経書写事業のための充紙帳であるが、直接の接続が確認できない。また、記載された経師名も二つの間で重複するものはなく、先掲の〔一〇二二〕、〔一〇二四〕という二つの充筆墨帳と内容を照らし合わせると、〔一〇一九〕と〔一〇二二〕、〔一〇三〇〕と〔一〇二四〕とがそれぞれ記載された経師名で対応して、別のグループを形成している。よつて、これらは別々の帳簿として作成されたものであると推測しうる。

また、もう一つの充紙帳の断簡である(一〇二九)では、(一〇一九)と余馬甘への筆墨の充當に関しての記載が重複しているが、記載内容の整い方、記載のある期間の長さからすれば、(一〇二九)の方が後次的に作成されたものであると推測しうる。注目すべきは、(一〇一九)の余馬甘と高市老人の記載の間に記された「一切可除写名二」という文言であり、馬甘と老人の記載の部分が切断されて断簡となつてることから、削除すべき経師二名といふのは彼らのことであつて、実際に帳簿から切除されたと考えられる。こ

のことは、〔〇一九〕にみえる他の経師に天平十六年十二月の給錢に関する記載があるのに対し、馬甘と老人には七月の給錢の記載しかないことから類推できる。一方、〔〇二九〕の馬甘の項には十二月の給錢文言が付されている。切除の理由は詳らかでないし（馬甘の移動に伴う措置であろうか）、老人への充紙記録が〔〇二九〕にないこと（二〇一九）の後半部には記録あり）等から、〔〇一九〕で切除された部分に〔〇二九〕が挿入されたかどうかは不明であるが、その可能性も十分ある。その場合、馬甘の後の丸部嶋守、弓削佐人への充紙記録が天平十六年からであるので、作成もその時点であろう。

〔〇二〇〕 雑物収納帳

続々修44ノ10ハ27Vハ29V裏は、『文選』李善注卷五十二所収王命論・典論論文・六代論・博奕論からの抜粋であるが、『南京遺芳』に収められており、内藤乾吉「正倉院古文書の書道史的研究」（正倉院事務所編『正倉院の書蹟』日本経済新聞社、一九六四）、東野治之「奈良時代における『文選』の普及」（『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七）などが言及している。

〔〇二二〕 写経所解案

筆墨申請のための解案であるが、記載された三名の経師への筆墨充当状況はすべて大官一切経筆墨充帳案（〇〇八）と対応しているので、大官一切経書写に伴うものであると考えられる。なお、「写疏所解」でなく、「写経所解」となっていることにも注意すべきであろう。

〔〇二二〕 五十部法華経并法華撰釈等充紙帳

〔〇二二—〇〇一〕は五十部法華経書写事業の一部として書写された法華撰釈の充紙帳、〔〇二二—〇〇二〕、〔〇二二—〇〇三〕は五十部法華経の充紙帳である。〔〇二二—〇〇二〕には「私紙充帳」との端裏書があって、八

月に充紙された経師の記録として独立していたと考えられる。また、〔〇二二—〇〇三〕の冒頭には「僧正／法華経天平十五年九月三日初紙」と記されており、同様に独立した帳簿であった。〔〇二二—〇〇二〕は前半部に経師名を横書きにして八月の充紙記録が書かれ、その後本来〔〇二二—〇〇三〕に記載されるべき十月以降の数名の経師名（前半部にみえる経師で、九月の充紙が予定されていなかった者を含む）が余白を利用して縦書きで記されている。〔〇二二—〇〇二〕と〔〇二二—〇〇三〕が継がれたのも、この記載がなされた時期であったと推測できる。一方、〔〇二二—〇〇二〕との接続は推定であり、その時期も特定できない。なお、〔〇二二—〇〇三〕には、十月二十六日から十一月二十五日にかけて「堂」に送られた五十部法華経料紙の記録がなされており、大官一切経書写の場たる「堂」における、五十部法華経書写の進行状況の一端を窺うことができる。

〔〇二六〕 五十部法華経并法華撰釈経師等手実帳

五十部法華経書写事業の手実帳である〔〇二六〕は、一見、雑然と貼り継がれたような感があるが、個々の手実は布施の支給時期と明確に対応して並んでいる。そのことは、五十部法華経布施充帳（〇四七）を検すると、よく理解できる。〔〇四七〕は五十部法華経書写に携わった作業者の名前・作業量・給金額を、布施支給が実行された日付順に記していた帳簿である。それによれば、五十部法華経書写に伴う布施の支給は、①十月二十七日、②十一月六日、③十一月十日、④十一月十二日、⑤十一月十七日、⑥十一月三十日、⑦十二月一日、⑧十二月二日、⑨十二月三日以降、という日付になされているが、手実継文も上記の日付毎に編成されていたようである。その形成過程の復元は以下の通りである。

（一）法華経手実の整理の前に、法華撰釈の手実（布施は未給のまま、布施充帳にも記載なし）が右から左へ日付順に継がれた形で整理されている

(一〇五二) ～ (一〇五八)。ちなみに、後半に位置する檜前麻呂手実 (一〇五七) に「僧正御所 校生手実 〆九月以往」[△]とあるので (大日本古文書) は二つ前の大友小田次手実 (一〇五五) の端裏書とするが、誤り、もとはこの手実を先頭に季毎、作業種別 (写経・校正等) で手実継文が編成されていたようである。また、それは法華経と法華撰釈の区別なく貼り継がれていたらしく、現存の手実帳を作成する際に再編成されたのである。

(2) 法華経書写事業において、まず、①の段階で布施を受けた経師・装漬・校生の手実の継文が作成される (一〇四二) ～ (一〇五一)。おそらくは、手実が提出された順に、季毎、作業種別で貼り継いでいったものを、布施支給の資料とするために再編成したのであろう。その継文が (1) の法華撰釈手実継文の右側に貼り継がれる。

(3) 十一月のある時期に、経師の角惠麻呂、校生の余馬甘と王広麻呂の手実 (一〇四二)、(一〇五九) ～ (一〇六二)。校生手実は二季分ずつ) が「堂」から送付される (王広麻呂手実に「已上校生手実受縄万呂」という異筆書込みがあること、他の史料より「堂」での活動が確認できること等よりの推定)。それを受けて、(2) で成立した継文に貼り継ぐのであるが、現状では経師手実はその右側に、校生手実は左側にそれぞれ貼り継がれている。ここで経師手実と校生手実が左右に分離されるのは、以下のような事情によると考えられる。すなわち、十一月十日を最後に、校生への給銭記録が布施充帳にみえなくなっている、この頃に校生に関しての布施充帳による管理からはずれたようである。よって、校生手実は (2) で成立した継文の右側ではなく、左側に貼り継がれ、誤って布施充帳作成の資料に組入れられないようにする為の処置がなされたと推定できる。さらに推測を加えれば、手実の十一月五日という日付は校生手実が別扱いになる

十一日以降より前なので、一旦は右側に継がれていた校生手実について、十一日以降に編成替えがなされた可能性もある。これ以降、校生の手実は全ての時期を通じて左側に継がれている (一〇六三) ～ (一〇七〇)。

(4) 経師手実に関しては、給銭月日毎にまとめられ、上記継文の右に②、その右に③、④、⑤といった順で貼り継がれていく (②: (一〇三九) ～ (一〇四二)、③: (一〇三四) ～ (一〇三八)、④: (一〇三一) ～ (一〇三三)、⑤: (一〇二九) ～ (一〇三〇))。貼り継がれた時期は特定できないが、(3) のような事情を考慮すれば、⑤の時期の継文が整理された段階で一括してなされた可能性が高い。なお、②以降に関しては、「堂」から送付された手実も最初から継文の中に組込まれている (送付された時期との兼合いもあって、(3) とは異なっているのだろうか。ちなみに、⑤での充当は「堂」から送付された手実のみによる)。

(5) 布施充帳にみえる⑥から⑨の時期に関しては、①から⑤までと異なり、手実が給銭月日ごとに再編されることはなかった。つまり、経師手実継文 (一〇〇二) ～ (一〇二八) が、恐らく提出された順にそのまま並べられ、⑤までの継文の右側に張り継がれたのである。また、そのことは、布施充帳の①から⑤の日付の上にもみえる、それぞれの支給額の総計が、⑥以降には書込まれていないことに対応する。このような手実帳の編成における変化は、案主が交替したことにその理由の一端を求めることができよう。つまり、布施充帳の⑤以前の時期に関しては、王国益・阿刀酒主が案主として処理しているのに対し、⑥から⑨までの時期では辛国入成が案主となっているのである (手実の勘検においても同様)。案主ごとに事務処理の方法が異なっていたというのは夙に指摘されている事実であって、手実帳のまとめ方の違いもそのような変化に基づくと考えられるのである。それ以外には、⑤の時期までに一旦整理が終了しており、以後の期間については、

五十部法華經書写事業の最終段階で短期間に事務処理を一気に行つてそれを付け加えたので、このような形になつたという事態も想定できる。

(6) 最終的に、料紙数、布施支給額の総計を記した紙〔一〇〇二〕が冒頭に張り継がれ、手実帳として完成する。

現状に則して推測を重ねると、上記のような状況を想定できる。なお、いくつか言及すべき点が残っている。まず、手実の日付と、布施充帳で実際に布施を受けたとされる日付が前後する例が二つ存することである。具体的には、角恵麻呂手実は十一月五日作成だが、布施充帳では十月二十七日に布施が充当され、大友小田次手実は十一月十一日のものだが、布施は十一月六日に受けているのである。これは法華經書写の場が写疏所と「堂」とに分離していて、「堂」から手実が送付されたという事態等の諸事情に基づく混乱であると考えられるが、手実の日付が実際の日付を反映しているとも限らないようである。

次に、「上」と記された手実に関して言及したい。「上」との注記が、大官一切経を書写していた「堂」における作業を示していることは、告朔解案との対応により確認できる。そして、そのような手実において、多くの場合、勘検文言を記しているのは辛国人成であり、実際に充銭する際には阿刀酒主がチェックを行っていることも分かる(「勘人成」に対して「検酒主」、「検人成」に対して「充酒主」等)。辛国人成は大官一切経書写関連の文書・帳簿に案主として署名していることが多く、統括者としての立場にあったようであるが、更に写経所の案主であった阿刀酒主が関与していることから、五十部法華經書写事業においても、布施支給に関しては写経所本体が最終的な処理を行つていたことが分かる。

〔一〇二七〕 写経所告朔解草案継文

本文書は大正二年御野国味蜂間郡春部里戸籍を二次利用して作成されて

いるが、「一〇〇二」と「一〇〇三」とは連続しており、記載内容が〔一〇二八〕・〔一〇二五〕の告朔解案継文と一致している。告朔解案継文も同じく御野国戸籍の二次利用であり、本文書は告朔解成のための原資料であつたものと考えられる(大平A論文参照)。なお、ここで注目すべきは、「一〇〇二」は五月一日経と大官一切経の両方の書写に携わつた者と、大官一切経のみに関与した者の両者を扱う文書であつたのに対し、「一〇〇三」は大官一切経に関与した者のみの記録であつて、さらに、「一〇〇一」と「一〇〇二」では記載された経師名が重複せず、これらは大官一切経の告朔解案の原資料として、相互補完的な関係にあつたということである。「一〇〇一」の存在は、七月以前の段階で五月一日経と大官一切経を同じ場で書写することがあつたことを示すのか、さもなければ、それぞれを書写する場の間で移動した経師を把握したものに過ぎないのか、迷うところである。しかし、この二つの文書が時期によって別に記されたとは考えられないこと、また、大官一切経のみを書いた経師でも「一〇〇一」と「一〇〇二」とに分かれて記載されていること、さらに、「一〇〇二」は独立していて、その範囲での合計用紙数が算出されていることなどから判断すれば、前者の可能性の方が高いと考えられるのではないか。そうなると、これら二つの一切経を写す場と、大官一切経を中心に写す場の二つがあつたことになる。筆者は、以下の理由から、前者が写疏所で、後者が「堂」であると推測する。まず、大官一切経所告朔解草案継文〔一〇二八〕によれば、大官一切経書写事業の為に機が写疏所にも置かれていたので、写疏所でも大官一切経の書写がなされていたということが想定できる。そして、〔一〇二七〕を、五月一日経の五月から九月までの行事を記した写疏所解案〔一〇四五〕の内容と照らし合わせてみると、「一〇〇二」にみえる校生のほとんどが五月一日経の校経には関与しておらず、一方、「一〇〇一」の校生はそれに携わつて

いたことから、「一〇〇一」は写疏所の、「一〇〇二」は「堂」の記録であったと考えられるのである（幾分ずれるのは、「一〇四五」が五月～九月の文書であるのに対し、この「一〇二七」は四月～七月のそれであるため）。なお、「一〇〇二」には五月一日経と大官一切経を共に書写した者、大官一切経のみを書写した者に関する記載はあるが、五月一日経のみを書写した者に関しては記録がないことから、写経所が作成した、大官一切経書写の報告を主とした解案であることが分かる。また、「一〇〇二」に名前だけみえて用紙数の記録は「一〇〇一」にある経師（檜前家万呂、佐伯浄足）のうち、檜前家万呂に関して、その名が大官一切経筆墨充帳案（一〇〇八）で抹消されていることも興味深い。これは、当初「堂」で大官一切経を書写する予定で筆墨を充当された者が、結局は写疏所で書写を行うことになって筆墨の充当を受けなかったため、「一〇〇八」からは抹消されたものと考えられる。一方、浄足は充当されてから写疏所に移動したのであろう。

〔一〇二八〕大官一切経所告朔解草案継文

〔一〇二五―一〇二〕との比較から、後半部が十四行分以上欠落しており、その部分の紙がはがしとられていることが分かる。一次利用面である御野国戸籍の余白に三次利用の写法花所筆墨申請注文案（天平十五年十一月十一日）（一〇五一）が記された段階では、その紙はすでに無くなっていたか。三次利用の冒頭にそれぞれ帳簿名が付されて独立していた事をもって、二次利用の告朔解案帳同士も接続していなかった可能性が高いと考えられることについては、大平A論文参照のこと。

〔一〇三五〕写疏所解案

写疏料筆墨充帳（一〇二二）の対応記載をみると、已知蟻石への九月十五日の筆墨の充当は五十部法華経料であることが分かる。写法花所筆墨申請注文（一〇五一）は法花所の名でのまとめであるが、実際の筆墨申請解の作

成は、五十部法華経料でも〔一〇三五〕のように写疏所でなされていた。

〔一〇三六〕経師充紙注文

常疏充紙帳（一〇一九）に対応記載あり。五月一日経関連の注文が、天平十六年に二次利用されたために残存した。

〔一〇三八〕裝潢紙上注文

『大日本古文書』によれば、天平十五年十月八日の作成ということになる本注文であるが、天平十五年九月からの記載を有する五十部法華経充紙帳〔一〇二一―一〇三〕として二次利用されたために残ったものと考えられるので、時間的な齟齬が生じることとなる。紙焼写真を検じたところ、「天平十五年」の「五」は滲んでおり、「三」などの誤りである可能性もある。しかしながら、やはり、本注文の日付は確かであって、二次利用の五十部法華経充紙帳を実際に作成したのが十五年十月八日以降であったという想定の方が正しいか。

〔一〇三九〕五十部法華経充紙帳案

五十部法華経書写事業において、十月八日以降の充紙状況を記す帳簿として作成されるも、途中で廃棄され、記載内容がそれ以前に作成されていた九月以降の充紙帳（一〇二一―一〇三）に書込まれたうえで、その帳簿の用紙として紙背を二次利用されたと考えられる。

〔一〇四〇〕写経所解

月毎の紙上記録をもとに、事務処理の最終段階で造仏所への報告のために作成された。千手経書写事業の全体像を示す唯一の史料とされる。荣原永遠男「天平十三年～十五年における千手経一〇〇〇巻の書写（上）―関係史料の検討―」（『人文研究（大阪市立大学文学部）』三六―九、一九八四）六一九～六二〇頁参照。

〔一〇四三〕写疏所解草案

五つの断簡よりなる。続修後集9(1)と(3)はもと一紙であったが、写
 疏所解案の内容を改めるために中間部が切除され、現在の(2)が貼り継が
 れて訂正がなされた。

〔〇四七〕五十部法華經布施充帳

布施の支給がなされた日毎の記録であり、手実帳(〇二六)の貼り継ぎ
 順との対応が確認できる。詳しくは、手実帳(〇二六)の補注参照。

〔〇五一〕写法花所筆墨申請注文

本注文は、法花所の筆墨申請の記録である。申請は個々の経師の作業実
 績を記したうえでなされているが、そこには「法花」、「官」、「涅槃」、「私
 紙」等、写経事業毎の区別が付されている。ここで、大官一切経の筆墨充
 帳案(〇〇八)を検ずると、この申請に基づいてなされた筆墨の充当(建
 部広足、古頼小僧、茨田久治万呂、佐伯浄足)が確認でき、「堂」におい
 ても五十部法華經書写が行われていたことが分かる。一方、大官一切経筆墨
 充帳案に名前があり、かつ、本注文で写法華經料の筆墨申請がなされてい
 る経師で、申請日近辺に充当の事実が確認できない者は、常疏の筆墨充帳
 の方にあらわれている(丸部石敷、漢浄万呂)。彼らが筆墨の充当を受けた
 のは、「堂」から写疏所本体に帰還(恐らく十月頃)した後のことだったの
 であらう。

なお、本注文にみえる「涅槃」は天平十五年の他の帳簿では確認できな
 いが、間写の一部であらうか。

〔〇五七—〇〇一〕写経所解案

天平十五年の年紀を有するが、天平十六年の年紀をもつ〔〇五七—〇〇
 二〕、〔〇五七—〇〇三〕と共に、天平十七年に〔〇五七—〇〇四〕を作成
 する段階で、写しとして書かれたものと考えられる(石上英一「和泉監正
 税帳の料紙構成の編成過程」、『正倉院文書研究』3、吉川弘文館、一九九